



金 沢 市 公 報

第 2 8 6 3 号 の 2

平成28年(2016年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第12号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 坂下清司から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年4月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

平成28年3月29日

金沢市監査委員	西	村	賢	了	様
金沢市監査委員	中	島	秀	雄	様
金沢市監査委員	田	中	展	郎	様
金沢市監査委員	松	井	純	一	様

包括外部監査人 坂 下 清 司

使用料及び手数料について

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

使用料及び手数料について

3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加など、厳しい財政状況が続く中で、今後とも健全な財政運営を堅持していくためには、事務事業の見直し等による歳出の削減と合わせて、歳入の確保に向けた取組が重要となる。

金沢市の平成27年度一般会計当初予算においては、使用料及び手数料が約33億6千万円となっており、貴重な自主財源となっていることに加え、社会環境が変化する中で、受益者負担の水準の妥当性や、適正かつ効率的な事務の執行がなされているかについて検証することは、有益であると考え選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ①使用料及び手数料が適切な設定・水準になっているか。
- ②使用料及び手数料の徴収・収納事務が関係法令及び条例等に基づき適正に執行されているか。
- ③使用料及び手数料に関する事務が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 主な監査手続

主に質問、閲覧、必要に応じて視察、現物確認等を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として平成26年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成27年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

平成27年7月3日から平成28年3月16日まで

7 監査人補助者

塚崎 俊博 (公認会計士)
窪田 隆之 (公認会計士)
佐藤 裕美子 (公認会計士)
細見 孝次 (公認会計士、弁護士)

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 使用料及び手数料の概要

使用料及び手数料については、地方自治法により徴収することができる旨規定されたものである。

(1) 使用料

地方自治法では、使用料について、以下のとおり規定している。

地方自治法 (抜粋)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けて使用する行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

金沢市では、地方自治法に基づき、各施設の設置条例において、使用料に関する事項を定め、行政財産の目的外使用については、金沢市市有財産条例第5条及び第5条の2において、以下のとおり規定している。

金沢市市有財産条例 (抜粋)

(使用料)

第5条 行政財産を用途及び目的以外に使用させる場合は、市長が定める使用料を納付させるものとする。

第5条の2 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(2) 手数料

地方自治法では、手数料について、以下のとおり規定している。

地方自治法 (抜粋)

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

金沢市では、地方自治法に基づき、金沢市手数料条例又は個別の条例において、手数料に関する事項を定め、手数料条例においては、以下のとおり規定している。

金沢市手数料条例 (抜粋)

第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請の際に、当該申請をした者から徴収する。ただし、市長は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事務が終了したとき、又は当該事務が終了した日後の市長が定める日までにこれを徴収することができる。

第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの

(2) 市民が公費の扶助を受けるために必要なもの

(3) 官公署から請求があつたもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したもので、市長が特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

表2 一般会計歳入決算額の推移

款別	(単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市税	77,190,286	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714		
地方譲与税	1,353,620	1,328,784	1,251,395	1,196,383	1,141,081		
利子割交付金	299,717	264,050	260,476	198,096	184,251		
配当割交付金	92,617	111,285	115,908	236,137	445,667		
株主等譲渡所得割交付金	36,874	32,909	37,282	406,075	272,653		
ゴルフ場利用税交付金	49,238	49,068	46,783	47,223	49,747		
地方消費税交付金	4,918,548	4,939,613	4,973,604	4,931,215	5,902,613		
特別地方消費税交付金	130	100	-	-	-		
自動車取得税交付金	383,619	328,222	374,125	401,490	178,847		
国有提供施設等所在市助成交付金	15,431	15,615	15,656	15,665	15,321		
地方特例交付金	735,310	645,962	287,852	282,221	268,097		
地方交付税	18,168,654	18,468,944	18,253,903	16,835,466	16,097,886		
交通安全対策特別交付金	101,477	97,702	94,772	89,735	78,712		
分担金及び負担金	3,229,824	3,299,285	3,353,823	3,423,212	3,472,395		
使用料及び手数料	3,167,742	3,202,138	3,158,921	3,203,683	3,313,977		
国庫支出金	25,618,468	26,675,379	22,822,804	25,725,839	28,207,795		
県支出金	7,971,817	8,401,461	7,660,748	8,796,485	8,601,460		
財産収入	1,082,087	666,136	503,833	463,183	478,033		
寄附金	53,637	64,308	48,224	14,715	196,708		
繰入金	1,110,959	391,908	879,847	336,588	1,558,588		
繰越金	2,501,340	2,808,233	2,356,287	2,685,740	3,097,868		
諸収入	3,276,934	3,304,399	3,031,714	2,566,627	5,621,968		
市債	22,851,400	20,182,300	19,619,800	19,048,800	23,225,000		
計	174,209,729	172,595,097	165,856,501	168,748,123	181,689,381		
歳入に占める使用料及び手数料の割合(%)	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8		
人口1人当たりの使用料及び手数料	6.9	6.9	6.8	6.9	7.1		

また、過去5年間の自主財源、自主財源比率及び人口1人当たりの自主財源額の推移は、以下のとおりである。

自主財源比率は過去5年間で52%~54%で推移しており、大きな変化は見られない。人口1人当たりの自主財源額については、平成26年度で前年度より13.5千円増加しているが、諸収入が約30億円、市税が約14億円及び繰入金が約12億円前年度より増加したことなどによるものである。

2 金沢市の概要

(1) 金沢市の概況

金沢市は、明治22年4月1日に市制が施行され、太平洋戦争でも戦災を受けず、城下町の町並み、文化や伝統などを温存し、石川県の県庁所在地として発展を続けた。

平成8年4月1日、中核市に指定され、歴史や伝統、学術・文化を大切にしながらも、絶えず革新の営みを続けてきたこれまでのまちづくりは、平成21年に「歴史都市」、「創造都市」として認められるまでになり、平成25年には世界の「交流拠点都市金沢」の実現という新たな都市像を策定した。

平成27年4月1日現在における世帯数及び人口等の状況は、以下のとおりである。

世帯数(世帯)	199,174
人口(人)	464,237
男(人)	225,443
女(人)	238,794
1世帯当たりの人口(人)	2.33
人口密度(人/㎡)	990.6
面積(k㎡)	468.64

(注) 世帯数及び人口は推計である。

(2) 金沢市の財政をめぐる概況

過去5年間の一般会計歳入決算額の推移は、以下のとおりである。
使用料及び手数料は、31億円~33億円であり、歳入に占める割合は1.8%~1.9%となっており、大きな変化は見られない。また、人口1人当たりの使用料及び手数料も6.8千円~7.1千円となっており、大きな変化は見られない。

表3 自主財源及び自主財源比率等の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自主財源(千円)	91,612,809	91,053,703	90,041,393	90,537,293	97,020,251
自主財源比率(%)	52.6	52.8	54.3	53.7	53.4
人口1人当たりの自主財源額(千円)	198.4	197.1	194.7	195.5	209.0

(注) 自主財源は市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計である。

(3) 監査対象の抽出

①使用料の抽出基準

原則、以下の条件を満たす施設の使用料を監査対象とした。

- ・ 一般的に不特定多数の者に利用されている施設であること
- ・ 取扱金額が比較的多額(平成26年度決算が概ね5,000千円以上)であること
- ・ 国及び県等の使用料に準拠していないこと

②手数料の抽出基準

原則、以下の条件を満たす手数料を監査対象とした。

- ・ 取扱金額が比較的多額(平成26年度決算が概ね5,000千円以上)であること
- ・ 自治事務であること

表5 監査対象手数料

所管課	手数料名
道路建設課	建設発生土受入手数料
建築指導課	建築確認申請手数料、完了検査申請手数料
環境政策課、リサイクル推進課、環境指導課	廃棄物処理手数料(埋立・焼却処分、家庭系、処理業許可等)
市民課	住民票写し交付手数料、諸証明書交付手数料

表4 監査対象施設

所管課	施設名
市民協働推進課	金沢市近江町交流プラザ
ものづくり産業支援課	ITビジネスプラザ武蔵
生涯学習課	金沢市キゴ山ふれあいの里研修館、金沢市キゴ山少年自然の家、金沢市キゴ山天体観察センター
市民スポーツ課	金沢市総合体育館、市民体育館(9施設)、金沢市額谷ふれあい体育館、プール(3施設)、テニスコート(6施設)、金沢市宮陸上競技場、金沢市宮球技場、金沢市安原スポーツ広場、金沢市宮専光寺ソフトボール場、金沢市宮医王山スキー場、金沢市内川スポーツ広場、金沢市戸室スポーツ広場、金沢市民野球場、金沢市民サッカー場、ジュニアスポーツコート、金沢市宮浅野運動広場など18施設
文化政策課	金沢歌劇座、金沢市文化ホール、金沢市アートホール、金沢市立中村記念美術館、金沢市立安江金箔工芸館、金沢市老舗記念館、金沢卯辰山工芸工房、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、金沢21世紀美術館、徳田秋聲記念館、金沢文芸館、金沢能楽美術館、金沢市民芸術村、金沢市おしかはら工房、金沢市牧山ガラス工房、金沢湯涌創作の森
企画調整課	鈴木大抽館
歴史建造物整備課	金沢湯涌江戸村
観光交流課	長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光駐車場、東山河畔観光駐車場、東山観光バス駐車場、東山北観光駐車場、にし茶屋観光駐車場
道路管理課	金沢駅東広場、金沢駅西広場

第3 外部監査の結果

1 使用料

(1) 金沢市近江町交流プラザ

①施設の概要

金沢市は、まちなかにおける市民の学習活動の場、親子の集いの場及び食育の推進に関する活動の場として広く市民の利用に供し、もって多様な世代の交流の促進とまちのにぎわいの創出に資するため、近江町交流プラザを設置している。

開館	平成21年4月4日
所在地	金沢市青草町88番地 近江町いちば館3・4階
施設の規模	延床面積 2,205.54㎡ (3階1,102.77㎡、4階1,102.77㎡)
主な施設	3階 ちびっこ広場、食育広場(キッズスタジアムなど) 4階 まなびい広場(集会室、研修室など)
開館時間	午前9時～午後9時 ・ちびっこ広場：午前10時～午後6時 ・食育広場：午前10時～午後9時
休館日	水曜日(その日が休日に当たるときはその直後の休日以外の日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

②使用料

ア 使用料の推移

部屋名	床面積 (㎡)	使用区分	平成26年3月31日 までの使用料(円)	平成26年4月1日 以降の使用料(円)
研修室1	75.13	午前	1,560	1,600
		午後	2,080	2,140
		夜間	1,560	1,600
		全日	5,200	5,340
研修室2	63.37	午前	1,320	1,360
		午後	1,750	1,790
		夜間	1,320	1,360
		全日	4,390	4,510
研修室3	31.44	午前	650	670
		午後	880	900
		夜間	650	670
集会室	134.95	全日	2,180	2,240
		午前	2,800	2,880
		午後	3,740	3,840
		夜間	2,800	2,880
		全日	9,340	9,600

3 県庁所在地の中核市の平成26年度一般会計決算における使用料及び手数料等の状況

県庁所在地の中核市の平成26年度一般会計決算における使用料及び手数料等の状況は、以下のとおりである。

金沢市は、使用料及び手数料の収入金額は、中核市平均より多いものの、収入に占める割合は、中核市平均を若干下回っている。また、自主財源及び自主財源比率をみると、中核市平均を上回っている。

表6 平成26年度一般会計決算の使用料及び手数料等の状況

中核市名	歳入金額 (千円)	使用料及び手数料		自主財源 比率(%)
		金額(千円)	歳入に占める 割合(%)	
青森市	130,177,788	1,818,892	1.4	39.1
盛岡市	112,415,002	1,808,700	1.6	45.8
秋田市	127,675,869	2,342,154	1.8	45.3
宇都宮市	195,872,687	3,380,751	1.7	66.4
前橋市	143,882,689	3,357,483	2.3	54.7
富山市	167,465,570	2,517,215	1.5	51.8
金沢市	181,689,381	3,313,977	1.8	53.4
長野市	170,584,272	2,691,357	1.6	48.8
岐阜市	162,705,789	3,248,281	2.0	59.6
大津市	117,781,610	3,249,551	2.8	52.2
奈良市	126,662,495	2,111,834	1.7	48.6
和歌山市	145,607,075	2,532,765	1.7	48.7
高松市	157,920,654	3,496,890	2.2	50.7
松山市	185,905,935	3,003,302	1.6	44.9
高知市	152,425,136	2,879,501	1.9	37.4
長崎市	215,045,023	4,447,835	2.1	34.6
大分市	166,465,175	3,163,094	1.9	54.6
宮崎市	159,614,147	1,897,425	1.2	42.4
鹿児島市	254,148,489	6,179,819	2.4	44.8
那覇市	139,934,899	2,999,998	2.1	41.5
平均	160,698,984	3,022,041	1.9	48.3

(注) 1. 金沢市以外の欄掛けは、当該項目で最も高い数値を示している。

2. 宇都宮市の自主財源には、諸収入として中小企業事業資金貸付金返済収入200億円が含まれている。

日額㎡単価に各部屋の床面積を乗じて、以下のとおり全日の使用料が算出される。

表8 平成26年3月31日までの使用料

区分	床面積 (㎡)	日額㎡単価 (円)	算出使用料 (円)	平成26年3月31日までの使用料 (円)
研修室1	75.13	69.2	5,198	5,200
研修室2	63.37	69.2	4,385	4,390
研修室3	31.44	69.2	2,175	2,180
集会室	134.95	69.2	9,338	9,340
プレイルーム	144.56	69.2	10,003	10,000
和室	56.92	69.2	3,938	3,940
キッチンスタジオ	160.39	69.2	11,098	11,100

なお、平成26年4月1日に使用料が改定されているが、これは消費税増税に伴うものである。すなわち、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、増税相当額を使用料に加算し、新使用料を算出した。具体的な算出方法は以下のとおりである。

- i 原則として、「旧使用料÷1.05×1.08=新使用料」という計算式により算出している。ただし、以下のとおり端数の調整を行っている。
- ii キッチンスタジオ以外の部屋
 - 午前(3時間)・午後(4時間)・夜間(3時間)・全日(10時間)の各時間帯の使用料を上記計算式で算出し(10円未満切捨て)、午前+午後+夜間の合計額と全日の使用料との差額が10円の場合は、後の使用料に10円を加算し、20円の場合は午後と夜間の使用料に10円ずつを加算している。
- iii キッチンスタジオ
 - 午前(3時間)・午後(3時間)・夜間(3時間)の各時間帯について、上記計算式で新使用料を算出し(10円未満切捨て)、これを合計したものを全日の新使用料としている。
 - キッチンスタジオについては、午前・午後・夜間で使用時間の長さが同じであるため、異なる算出方法を採用している。

ウ 使用料の見直しの検討
 使用料については、上記の消費税増税時を除けば、平成23年度において、次年度の予算要求に合わせて見直しが検討されている。

平成20年の金沢市近江町交流プラザ条例制定時と同様の算出方法により、平成23年度の見直し検討時の金額をベースに算出すると、以下のとおりとなる。

部屋名	床面積 (㎡)	使用区分	平成26年3月31日までの使用料 (円)	平成26年4月1日以降の使用料 (円)
プレイ ルーム	144.56	午前	3,000	3,080
		午後	4,000	4,120
		夜間	3,000	3,080
		全日	10,000	10,280
和室	56.92	午前	1,180	1,210
		午後	1,580	1,630
		夜間	1,180	1,210
		全日	3,940	4,050
キッチン スタジオ	160.39	午前	3,700	3,800
		午後	3,700	3,800
		夜間	3,700	3,800
		全日	11,100	11,400

(注) 使用区分の「午前」は午前9時から正午(キッチンスタジオは午前10時から午後1時)、「午後」は午後1時から午後5時(キッチンスタジオは午後2時から午後5時)、「夜間」は午後6時から午後9時、「全日」は午前9時から午後9時(キッチンスタジオは午前10時から午後9時)までである。

イ 使用料の算出方法

上記の使用料は、金沢市近江町交流プラザ条例によって定められている。

当該条例で上記の額と定められた根拠は、年間の光熱水費、管理運営費及び地代の合計額をもとに日額㎡単価を求め、各部屋の面積を乗じて使用料を設定したものであり、具体的には以下のとおりである。

表7 金沢市近江町交流プラザ条例制定時の必要経費見込み (単位:円)

区分	平成21年度開設時の検討
直接執行分: 都市ガス	4,320,000
負担金: 上水道・電気(ガス)	9,120,000
負担金: 共用部	3,312,000
負担金(共益費)	12,942,000
委託料(清掃、空調保守)	7,145,000
地代	10,140,000
合計(A)	46,979,000

なお、上記管理運営費のうち負担金については近江町いちはら館管理組合へ管理費等負担金として支出され、委託料については金沢市から業者に発注されるものである。

- ㊦ 総床面積 2,205.54㎡
- ㊧ 年度開所日数 308日
- ㊨ 日額㎡単価 (A/㊦/㊧) 69.2円

表9 平成23年度の見直し検討時

区分		平成23年度見直し検討
直接執行分：都市ガス		
光熱水費	負担金：上水道・電気（ガス）	4,997,200
	負担金：共用部	2,675,000
管理運営費	負担金（共益費）	11,594,440
	委託料（清掃、空調保守）	4,679,000
地代		10,140,000
	合計（A）	34,085,640

- ㉗ 総床面積 2,205.54㎡
- ㉘ 年度開所日数 308日
- ㉙ 日額㎡単価 (A)÷㉗÷㉘ 50.2円

表11 平成26年度実績値

区分		平成26年度実績値
直接執行分：都市ガス		
光熱水費	負担金：上水道・電気（ガス）	5,834,055
	負担金：共用部	—
管理運営費	負担金（共益費）	14,635,224
	委託料（清掃、空調保守）	4,274,492
地代		10,110,756
	合計（A）	34,854,527

- ㉗ 総床面積 2,205.54㎡
- ㉘ 年度開所日数 308日
- ㉙ 日額㎡単価 (A)÷㉗÷㉘ 51.3円

表10 平成23年度見直し検討時の算出使用料

区分	床面積 (㎡)	日額㎡単価 (円)	算出使用料 (円)	当時の使用料 (円)	差額 (円)
研修室1	75.13	50.2	3,771	5,200	△1,429
研修室2	63.37	50.2	3,181	4,390	△1,209
研修室3	31.44	50.2	1,578	2,180	△ 602
集会室	134.95	50.2	6,774	9,340	△2,566
プレイルーム	144.56	50.2	7,256	10,000	△2,744
和室	56.92	50.2	2,857	3,940	△1,083
キッズスタジオ	160.39	50.2	8,051	11,100	△3,049

金沢市近江町交流プラザ条例制定時と平成23年度の見直し検討時では、使用料算出のもととなった光熱水費や管理運営費に大きな差がある。

これは、当該条例制定時、つまり使用料を設定していないため、類似施設の経費を参考に、光熱水費や管理運営費を見込み、使用料を算出しているのに対し、平成23年度の見直し検討時は開館後の実績値をもとに算出しているためである。

平成23年度の見直し検討時の数値をベースに使用料を算出すると、約27.5%の引下げとなるが、改定しなかった理由については、検討過程の記録がないため不明確である。開館直後であり、引き下げの必要性に乏しいと考えられたことや、周辺の貸館施設とのバランス等も考慮したものと思われる。

なお、平成26年度の実績値と同様に算出するとすれば、以下のとおり、日額㎡単価は51.3円となり、現在も金沢市近江町交流プラザ条例制定時の算出根拠となった推定値と実績値が乖離した状態が続いている。

㉓ 歳入歳出実績及び稼働率等の推移

ア 過去5年間の歳入歳出実績の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入	3,688	4,066	4,844	5,431	5,748
歳出	40,893	38,889	39,804	39,989	40,483
委託料	5,027	4,725	4,779	4,924	4,777
負担金(注)	29,417	28,284	29,621	29,704	30,580
その他	6,449	5,880	5,404	5,361	5,126
収支	△37,205	△34,823	△34,960	△34,558	△34,735

(注) 主として、入居する近江町いちば館管理組合負担金である。

イ 過去5年間の利用回数及び稼働率の推移（まなびい広場・食育広場）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開館日数(日)	308	308	308	308	308
区分	稼働率 (%)	稼働率 (%)	稼働率 (%)	稼働率 (%)	稼働率 (%)
	回数 (回)	回数 (回)	回数 (回)	回数 (回)	回数 (回)
研 修	午前 96	83	82	107	130
	午後 195	166	154	188	242
ま な び	夜間 105	135	193	185	168
	合計 396	384	429	480	540
い	午前 102	109	104	146	133
	午後 197	193	225	205	240
広 場	夜間 134	182	193	199	167
	合計 433	484	522	550	540

年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用回数(回)	稼働率(%)	利用回数(回)	稼働率(%)	利用回数(回)	稼働率(%)	利用回数(回)	稼働率(%)	利用回数(回)	稼働率(%)
まなびい広場	午前	127	41.2	168	54.5	152	49.4	167	194	63.0
	午後	207	67.2	254	82.5	247	80.2	263	273	88.6
	夜間	142	46.1	177	57.5	204	66.2	197	183	59.4
	合計	476	51.5	599	64.8	603	65.3	627	650	70.3
	午前	128	41.6	129	41.9	134	43.5	127	123	39.9
	午後	147	47.7	148	48.1	173	56.2	159	173	56.2
	夜間	108	35.1	117	38.0	147	47.7	164	130	42.2
	合計	383	41.5	394	42.6	454	49.1	450	426	46.1
	午前	97	31.5	133	43.2	166	53.9	186	216	70.1
	午後	54	17.5	80	26.0	124	40.3	133	106	34.4
夜間	115	37.3	111	36.0	148	48.1	175	164	53.2	
合計	266	28.8	324	35.1	438	47.4	494	486	52.6	
午前	43	14.0	48	15.6	59	19.2	66	21.4	106	34.4
午後	95	30.8	117	38.0	97	31.5	125	139	45.1	
夜間	39	12.7	87	28.2	117	38.0	132	124	40.3	
合計	177	19.2	252	27.3	273	29.5	323	350	39.9	
午前	593	32.1	670	36.3	697	37.7	799	43.2	902	48.8
午後	895	48.4	958	51.8	1,020	55.2	1,073	58.1	1,173	63.5
夜間	643	34.8	809	43.8	1,002	54.2	1,052	56.9	936	50.6
合計	2,131	38.4	2,437	44.0	2,719	49.0	2,924	52.7	3,011	54.3
午前	75	24.4	81	26.3	87	28.2	88	28.6	93	30.2
午後	63	20.5	74	24.0	78	25.3	79	25.6	75	24.4
夜間	7	2.3	5	1.6	8	2.6	8	2.6	9	2.9
合計	145	15.7	160	17.3	173	18.7	175	18.9	177	19.2
午前	668	31.0	751	34.8	784	36.4	887	41.1	995	46.2
午後	958	44.4	1,032	47.9	1,098	50.9	1,152	53.4	1,248	57.9
夜間	650	30.1	814	37.8	1,010	46.8	1,060	49.2	945	43.8
合計	2,276	35.2	2,597	40.2	2,892	44.7	3,099	47.9	3,188	49.3

(注)稼働率は「利用回数÷稼働日数」で算出している。また、小数点第2位を四捨五入して表示している。

ウ 過去5年間の利用者数の推移(ちびっこ広場)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大人(人)	22,127	21,861	23,535	22,076	23,048
子供(人)	21,802	21,946	24,174	22,320	22,797
合計(人)	43,929	43,807	47,709	44,396	45,845
親子組数(組)	16,853	17,108	18,947	17,475	18,204
市内(人)	1,105	1,483	1,955	1,941	2,179
市外・県外(人)	176	240	279	213	181
合計(人)	1,281	1,723	2,234	2,154	2,360

(注)上記のうち、広場利用者数は、利用に当たって利用者が記入する用紙への記入人数により集計しているが、記入せずに利用している利用者もいる可能性があるため、実際の利用者数は上記を上回っている可能性がある。

④利用申込み・予約等

ア 手続

- i 利用日の3か月前から予約の受付を開始する(前日まで予約可)。
- ii 利用希望者は、電話又は訪問して、空き状況を確認する。
- iii 利用希望者は、利用日時について仮押さえが可能である(電話でも仮押さえ可)。
- iv 利用希望者は、仮押さえから2週間以内に、近江町交流プラザ窓口で、使用申請書を提出し、使用料を現金で納付する。
使用料が納付された時点で予約が確定し、仮押さえから2週間の期限が経過すると、仮押さえはその効力を失う。

イ 利用目的

- i 営利目的、宗教の勧誘目的での利用はできない。
- ii 営利行為につながる商品説明会、体験会、資格取得研修会等での利用もできない。
- iii 参加費等を徴収する場合は、営利目的でないこと(収益がないこと)を確認するため、収支の概算が分かる資料の提出を要する。

ウ 使用料納付後の事務手続等

- i 利用希望者は、使用申請書とともに使用料を納付する。
使用料の納付は全て現金で行われている。
- ii 受領した現金は所定の場所に保管の上、担当職員が翌日の午後2時までに指定口座に入金する。
- iii 担当職員は、上記使用申請書と使用承認書(書式)を添付して決裁回書を提出する(館長専決)。
- iv 使用が承認されれば使用承認書を発行する。
- v 釣銭準備金として、一定額を保有している。

用や職員の人件費は含まれていないため、後述のITビジネスプラザ武蔵よりもかなり低額に設定されている。

これは、近江町交流プラザが、学習・子育て・食育の活動を行い、多様な世代の交流を図ることを目的とした施設であることによるものであるが、実績値に基づいて算出すれば、使用料は25%～27%程度低く設定される可能性が高い。

すなわち、近江町交流プラザの使用料は、「光熱水費・管理運営費・地代」に基づいて算出するとしながら、実績値と大きく乖離しており、また、平成23年度の見直し検討時において、実績値に基づく使用料の算出を行っているものの、結果、使用料を改定しなかった経緯や理由等に係る一連の記録が十分に整理されていないため、それ以降の見直し等の過程に生かすことができない状況にある。

このため、現行の使用料の設定根拠となつている経費が、実績値と大きく乖離していることを踏まえ、算出方法の見直しや使用料改定の必要性について、十分な協議検討を行うとともに、そうした検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として活用していく必要がある。

【意見】

近江町交流プラザが使用料の設定根拠となつている「光熱水費・管理運営費・地代」に係る経費が、実績値と大きく乖離していることを踏まえ、使用料の算出方法の見直しや使用料改定の必要性について、十分な協議検討を行うとともに、そうした検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として活用していく必要がある。

④使用料収入の確保について

施設使用料を適切に設定する一方で、施設の利用を促進することにより、使用料収入を確保していくことが必要である。

近江町交流プラザの利用申込みについては、利用目的の確認の必要性や特定の人や団体が一度に多数の部屋を押さえることのないよう、現状ではインターネットでの利用申込みができない。しかし、インターネットでの利用申込みができないのは現代の社会情勢にはそぐわない。実際、金沢市や石川県が運営する施設でもインターネットでの利用申込みが可能な施設は多数存在しており、近江町交流プラザにおいて対応できないというのは市民には理解しがたい。

利用目的の確認等は、インターネットを利用しても申込書の書式等を整備することにより対応可能であり、特定の人や団体が一度に多数の部屋を押さえてしまわないようにするためには、一定の利用制限を設けるなど工夫することが可能と思われる。

近江町交流プラザが使用料の収入確保につながるため、インターネットを活用した利用申込みを導入するなど、市民の利便性の向上と、利用しやすい環境づくりについて検討する必要がある。

【意見】

近江町交流プラザがあつては、インターネットを活用した利用申込みを導入するなど、市民の利便性の向上と、利用しやすい環境づくりについて検討する必要がある。

⑤使用料の減免

近江町交流プラザの使用料は、金沢市近江町交流プラザ条例第11条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「金沢市近江町交流プラザの使用料の減免に関する要綱」に定められている。

当該要綱において、減免の対象となるのは、「金沢市又は金沢市教育委員会が主催又は共催する事業等（第2条第1号及び第2号）」であり、個別の使用目的に着目した減免は行っていない。また、同条第3号には、「市長が特に必要があると認めるときに減免することができると定められているが、この規定に基づく減免の実績はない。

平成26年度の減免実績は40件、298,770円である。その主な内容は、金沢市介護保険課主催の「すこやか筋力トレーニング教室」と、元町福祉健康センターの特定保健指導である。

(監査手続)

①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。

②施設を視察し、納付された使用料の金額が使用申請書と一致していることを確認の上、指定口座に入金する手続に立ち会って入金状況を観察し、また、釣銭準備金の保管状況及び金額について表査を行った。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④使用料の算定資料を入力し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：登記簿謄本、売買契約書、減免申請書、使用申請書、使用承認書、決裁何書等

(監査結果)

①使用料の徴収事務については
納付された使用料の金額は使用申請書と一致しており、釣銭準備金の金額は所定の金額と一致していることを確認した。また、釣銭準備金の保管状況や指定口座に入金する手続も確認したが、これらの事務において、問題点は検出されなかった。

②使用料の減免について

「金沢市近江町交流プラザの使用料の減免に関する要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の設定について

近江町交流プラザの開設のために、金沢市は9億円を拠出しているが、使用料は、先述のとおり、1年間に要する光熱水費・管理運営費・地代をもとに算出されており、開設に要した費

イ 各部屋の使用料及び推移

区分	床面積 (㎡)	収容人数 (人)	使用区分	平成16年度から平成20年度までの使用料 (円)	平成21年度から平成25年度までの使用料 (円)	平成26年度以降の使用料 (円)
マルチメディア スタジオ	95	-	午前	2,390 (4,780)	2,390 (4,780)	2,470 (4,940)
			午後	4,790 (9,580)	4,790 (9,580)	4,920 (9,840)
			夜間	4,790 (9,580)	4,790 (9,580)	4,920 (9,840)
			全日	11,970 (23,940)	11,970 (23,940)	12,310 (24,620)
編集室	14	-	午前	360 (720)	360 (720)	370 (740)
			午後	700 (1,400)	700 (1,400)	720 (1,440)
			夜間	700 (1,400)	700 (1,400)	720 (1,440)
			全日	2,770 (5,540)	2,770 (5,540)	2,850 (5,700)
情報化研修室	55	22	午前	1,390 (2,780)	1,390 (2,780)	1,420 (2,840)
			午後	2,770 (5,540)	2,770 (5,540)	2,850 (5,700)
			夜間	2,770 (5,540)	2,770 (5,540)	2,850 (5,700)
			全日	6,930 (13,860)	6,930 (13,860)	7,120 (14,240)
研修室1	105	50	午前	2,640 (5,280)	2,640 (5,280)	2,720 (5,440)
			午後	5,280 (10,560)	5,280 (10,560)	5,430 (10,860)
			夜間	5,280 (10,560)	5,280 (10,560)	5,430 (10,860)
			全日	13,200 (26,400)	13,200 (26,400)	13,580 (27,160)
研修室2	66	32	午前	1,670 (3,340)	1,670 (3,340)	1,720 (3,440)
			午後	3,350 (6,700)	3,350 (6,700)	3,440 (6,880)
			夜間	3,350 (6,700)	3,350 (6,700)	3,440 (6,880)
			全日	8,370 (16,740)	8,370 (16,740)	8,600 (17,200)
研修室3	61	26	午前	1,540 (3,080)	1,540 (3,080)	1,570 (3,140)
			午後	3,070 (6,140)	3,070 (6,140)	3,160 (6,320)
			夜間	3,070 (6,140)	3,070 (6,140)	3,160 (6,320)
			全日	7,680 (15,360)	7,680 (15,360)	7,890 (15,780)
会議室1	28	12	午前	700 (1,400)	700 (1,400)	720 (1,440)
			午後	1,410 (2,820)	1,410 (2,820)	1,450 (2,900)
			夜間	1,410 (2,820)	1,410 (2,820)	1,450 (2,900)
			全日	3,520 (7,040)	3,520 (7,040)	3,620 (7,240)

(2) ITビジネスプラザ武蔵

①施設概要

金沢市は、独自の技術に基づいて創造的な事業を新たに行う者を支援し、及び映像、デザイン等に関する事業に携わる人材を育成することにより、地域の文化を基盤とする新たな産業の創出を図り、もって産業の振興に資するため、ITビジネスプラザ武蔵を設置している。

開館	平成16年7月17日
所在地	金沢市武蔵町14番31号 めいてつエムザ4階～6階
施設の規模	延床面積 1,999.79㎡ (4階664.97㎡、5階666.74㎡、6階668.08㎡)
主な施設	4階 事務室、情報化研修室、マルチメディアスタジオ、編集室、サロンスペース、ライブラリーコーナー、インキュベーション施設 (ブース6区画、ルーム2室)
	5階 研修室1・2・3、会議室1・2、インキュベーション施設 (ブース4区画、ルーム2室)
	6階 交流室1・2、控室1・2
	インキュベーション施設以外 午前10時～午後10時
開館時間	インキュベーション施設以外 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
休館日	インキュベーション施設 (ブース・ルーム) の使用は、情報の処理又は提供、映像情報又はデザインの制作に関するものその他これらに類する事業を行っている者に限る。
利用条件	ブースは創業3年未満の者のみ使用可。 使用期間は最長で3年間。

②使用料

ア ビジネスブース及びビジネスルームの使用料

区分	月額使用料 (円)
ビジネスブース (約8㎡)	1年目 19,860
	2年目 22,340
	3年目 24,830
ビジネスルーム1 (23㎡)	62,360
ビジネスルーム2 (15㎡)	44,970
ビジネスルーム3 (17㎡)	47,730
ビジネスルーム4 (25㎡)	69,810

ウ 使用料の算出方法
 上記の使用料は、ITビジネスプラザ武蔵条例によって定められている。
 当該条例で上記の額と定められた根拠は、施設の減価償却費相当額及び維持管理費等を
 もとに日額㎡単価を求め、各部屋の面積を乗じて使用料を算定したものであり、具体的
 は以下のとおりである。

i 減価償却費相当額

(単位：千円)

区分	金額等	備考
建設費①	329,008	契約額
実施設計	6,825	
監理委託	6,000	
工事	302,190	
解体工事	2,993	
初度備品	11,000	
交付税相当額②	70,875	75%×30% (注)
償却基礎額③	258,133	①-④
償却期間⑤	38年	
減価償却費相当額	6,114	③×90%/⑤

(注) 当該施設の建設に当たり、金融機関から借り入れた市債の償還に合わせて地方交付税が交
 付(算入)されており、建設費(実施設計、監理委託、工事)に対する市債の充当率が75%、
 その30%に交付税が算入される。

ii 市債利子

(単位：千円)

区分	金額等	備考
市債利子総額の70% (⑥)	30,295	30%は地方交付税が交付される ので金沢市の負担は70%となる
償却期間(⑦)	38年	
利子算入額	797	⑥/⑦

iii 維持管理費

(単位：千円)

区分	金額
人件費	1,855
光熱水費	6,700
管理費	8,080
組合負担金	9,021
合計	25,656

区 分	床面積 (㎡)	収容 人数 (人)	使用 区分	使用料 (円)		
				平成16年度から 平成20年度まで	平成21年度から 平成25年度まで	平成26年度以降 の使用料
会議室2	28	12	午前	700	700	720
			午後	1,410	1,410	1,450
			夜間	1,410	1,410	1,450
交流室1	183	82	全日	3,520	3,520	3,620
			午前	4,610	4,610	4,750
			午後	9,220	9,220	9,480
交流室2	135	62	夜間	9,220	9,220	9,480
			全日	23,050	23,050	23,710
			午前	3,410	3,410	3,490
控室1	13	4	午後	6,800	6,800	7,000
			夜間	6,800	6,800	7,000
			全日	17,010	17,010	17,490
控室2	16	4	午前	330	330	340
			午後	650	650	670
			夜間	650	650	670
控室2	16	4	全日	1,630	1,630	1,680
			午前	410	410	410
			午後	800	800	830
控室2	16	4	夜間	800	800	830
			全日	2,010	2,010	2,070

(注) 1. 使用区分の「午前」は午前10時から正午、「午後」は午後1時から午後5時、「夜間」
 は午後6時から午後10時、「全日」は午前10時から午後10時までである。
 2. 冷暖房を使用する場合は、25%増となる。
 3. () 内の使用料は、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料である。

iv 日額㎡単価

(単位：千円)

区分	金額
減価償却費相当額	6,114
利子算入額	797
維持管理費	25,656
合計(A)	32,567

営業面積(B) 1,011㎡
 営業日数(C) 255日
 日額㎡単価(A/B/C) 126円

日額㎡単価に各部屋の床面積を乗じて、全日の使用料が算出される。

インキュベーション施設(ビジネスブース及びビジネスルーム)については、365日利用可能であるため、以下の計算方法により、日額㎡単価を算出し、インキュベーション施設の床面積を乗じて使用料が算出されている。

$$32,567千円(上記A) \div 1,011㎡(上記B) \div 365日 = 88円/㎡$$

エ 使用料の見直し

i 平成21年度に研修室1・2、インキュベーションブース7～10、インキュベーションルーム3・4を追加整備した。

これらの施設の使用料については、開設時の社会情勢と大きな変化はないと考えられたことから、上記の日額㎡単価を利用し、設定をした。

ii 平成26年度に消費税増税に伴い使用料の改定を行った。

各使用料の取扱価格に8%を加算し、1円単位を切り捨てて使用料を算出している。ただし、算出の結果、全日の使用料と、各時間帯の使用料の合計額に差額が出た場合は端数を調整し、10円の差が出た場合は午前中の使用料に加算し、20円の差が出た場合は午後及び夜間の使用料を10円ずつ加算している。

③過去5年間の歳入歳出実績の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入(使用料収入)	18,835	17,514	17,180	16,788	16,506
入居系	3,958	3,099	1,441	790	1,495
研修室等	14,426	13,929	15,171	15,514	14,731
附属設備等	451	486	568	484	280
歳出	39,972	40,564	35,571	40,265	44,713
人件費	12,112	12,180	6,932	6,647	6,602
需用費	4,383	4,033	4,959	4,467	4,908
委託料	7,858	7,682	7,628	7,327	7,868
使用料及び賃借料	5,778	5,882	5,899	6,029	2,574
負担金	8,639	9,937	9,428	14,665	21,609
その他	1,202	850	725	1,130	1,152
収支	△21,137	△23,050	△18,391	△23,477	△28,207

(注) 1. 平成25年度の入居系の収入が790千円と落ち込んでいるのは3年間の期間満了となる利用者との退去時期が重なったことによる。また、平成22年度は全室入居の時期もあったため、多額になっている。

2. 人件費は、平成22年度及び平成23年度が非常勤職員4名分(館長1名、ディレクター1名、アシスタントディレクター2名)であるのに対し、平成24年度以降は、非常勤職員2名分(アシスタントディレクター2名)と臨時職員1名分である。

3. 負担金が、平成25年度及び平成26年度において高額になっているのは、金沢ニュースカイビルの各設備更新工事等に伴うものである。

④過去5年間の稼働率の推移

過去5年間の稼働率の推移は以下のとおりである。なお、時間帯ごとの稼働率については、把握することができなかった。

表12 過去5年間の稼働率の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
マルチメディアスタジオ	24.4	32.0	35.4	35.4	33.6
編集室	8.8	12.3	11.2	11.2	12.5
情報化研修室	33.3	38.3	32.0	32.0	32.7
研修室1	25.6	30.5	31.2	31.2	27.0
研修室2	34.4	34.3	44.3	44.3	43.1
研修室3	45.4	37.6	41.2	41.2	38.4
会議室1	47.0	46.9	45.5	45.5	42.2
会議室2	40.1	37.0	40.7	40.7	39.4
交流室1	17.9	14.2	20.8	20.8	15.1
交流室2	14.3	12.9	20.2	20.2	13.7

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交流室1・2	14.4	13.9	12.4	12.4	14.9
控室1	14.7	13.9	16.5	16.5	14.9
控室2	11.8	12.7	14.5	14.5	12.1
平均	25.5	25.9	28.2	28.2	26.1

(注) 1. 稼働率は、午前、午後及び夜間の区分で「利用回数÷(開館日数×3区分)」で算出している。

2. 「交流室1・2」は、交流室1と交流室2を合わせて使用する場合であり、交流室1の稼働率は、上記「交流室1」の稼働率に上記「交流室1・2」の稼働率を足したものになる(例えば、平成26年度の交流室1の稼働率は15.1%+14.9%=30.0%)。

⑤利用申込み・予約等
ア 手続

- i 利用者から利用申込みがあると予約として受け付けられる(予約確定。インターネットでの申込みも可)。
- ii 予約者には納付書が送付される。
- iii 納付書による納付期限は、納付書発送日を含めて15日間に設定されている。
- iv 前日予約の場合は、当日に現金で納付する。

イ 利用目的

営利目的で使用する場合は許可を得ることが必要であるが(ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則第11条)、施設の間接趣旨に鑑み、基本的には許可を得ることができる。

ウ 使用料納付後の事務手続等

- i 納付された金額を確認の上、公金払込書兼領収証書、領収現金・入処理一覧表に記載の上、金庫に保管する。
- ii 受領した当日又は翌日(金融機関が休みのときは翌営業日)に指定口座に入金する。
- iii 毎日、業務終了時に、公金払込書兼領収証書と領収現金・入処理一覧表を元に、金庫の金額を確認する。

⑥使用料の減免

ITビジネスプラザ武蔵は起業者の支援を目的としており、クリエイティブベンチャーシテイ金沢ビジネスプラザアワードの採択者には、ビジネスプールの使用料を半年間無料にする支援を行っており、同採択者からの減免申請を受けて使用料を全額免除している。「クリエイティブベンチャーシテイ金沢ビジネスプラザアワード」とは、起業や新分野進出を目指す個人・グループ・中小企業者から広くビジネスプランを募集し、優秀なプランについて事業化に向けた支援を行う金沢市の事業であり、採択者には、資金面での支援(奨励金)と環境面での支援(ビジネスプールの無償提供)を行っている。

平成26年度の減免実績は4件、2,000千円となっており、これらは全て採択者に対するものである。

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②施設を視察し、納付された使用料の金額が書類と一致していることを確認の上、指定口座に入金する手続に立ち会って入金状況を観察し、また、釣銭準備金及び納付された使用料について実査を行った。
- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④使用料の算定資料を入力し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：パンフレット、入居者募集要項、「クリエイティブベンチャーシテイ金沢ビジネスプラザアワード」要項、減免申請書、決裁同書、ITビジネスプラザ武蔵使用承認書、領収現金・入処理一覧表等

(監査結果)

- ①使用料の徴収事務について
納付された使用料の金額は関係資料(領収現金・入処理一覧表)と一致しており、釣銭準備金の金額は所定の金額と一致していることを確認した。また、釣銭準備金の保管状況や指定口座に入金する手続も確認したが、これらの事務において問題点は検出されなかった。
- ②使用料の減免について
減免の申請から承認までの手続を検証したが、金沢市事務決裁規則に基づき適切に行われており、指摘すべき事項はない。
- ③使用料の設定について
ITビジネスプラザ武蔵と、近隣にある近江町交流プラザの同規模の研修室の稼働率を比較すると、以下のとおりである。

表13 稼働率の比較

施設名	室名	床面積	稼働率
ITビジネスプラザ武蔵	研修室3	61.00㎡	38.4%
近江町交流プラザ	研修室2	63.37㎡	58.4%

両施設は目的や利用形態が異なるため、単純に比較することは難しいが、稼働率の差の最も大きな要因は、使用料の相違であると考えられる。

近江町交流プラザの研修室2を全日使用する場合は使用料は4,510円、ITビジネスプラザ武蔵の研修室3を全日使用する場合は使用料は7,890円(冷暖房を利用すると9,860円)となっており、ITビジネスプラザ武蔵の研修室の方が割高となっている。

これは、使用料設定の際の計算方法として、減価償却費相当額や市直利子など建設に係る費用が算定の基礎になっているか否かという点で、大きな差が生じているものである。

このため、ITビジネスプラザ武蔵の使用料については、稼働率が低迷している状況も踏まえ、他の類似施設との統一した算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など、施設の特異性を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

【意見】

ITビジネスプラザ武蔵の使用料については、稼働率が低迷している状況も踏まえ、他の類似施設との統一した算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など、施設の特異性を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

(3) キゴ山周辺施設

(3-1) 金沢市キゴ山ふれあいの里研修館

金沢市は、医王山山麓キゴ山の豊かな自然環境の中で、人と人、人と自然とのふれあいの場を通して、心身ともに健全な青年の育成を図り、かつ、市民の農林漁業についての理解を深めるとともに、社会教育の振興及び周辺地域の活性化に資するため、キゴ山ふれあいの里を設置し、キゴ山ふれあいの里研修館及び野外自然活用施設を置いている。

なお、キゴ山ふれあいの里研修館と、後述するキゴ山少年自然の家及びキゴ山天体観望センターについては、平成28年4月に「金沢市キゴ山ふれあいの里研修センター」として統合することが予定されているが、今監査は原則、平成26年度を対象期間とし、平成27年度中に実施しているものであることから、報告書中の記載については、現行の施設名称や使用料等としている。

①施設の概要

開館	昭和63年4月
所在地	金沢市小豆沢町ヲ4番地
施設の規模	本館 鉄筋コンクリート造3階建 (延床面積 3,017.89㎡) 体育館 鉄筋コンクリート造平屋建 (延床面積 914.96㎡)
主な施設	宿泊室20室(定員152人)、研修室9室 食堂、浴室、体育館等
休館日	月曜日(その日が休日になるときはその直後の休日以外の日) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
使用者	自主的な研修計画をもつ青少年又は一般の団体
その他	周辺にあげばの広場、体験農園、緑地広場、わんぱく広場、芝そりダレンデ、クロスカントリートコース、あやめ園等が設置されている。

②使用料

区分	金額(円)	備考
宿泊使用料 (1泊)	540	
	1,080	
体育館(全面)	14,040	
研修集会室	10,800	100名収容
第1研修室	5,400	45名収容
視聴覚室	8,100	45名収容
工芸実習室	8,100	35名収容
和室研修室	2,700	15畳

(注) 1. 宿泊を伴う場合、各施設の使用料は無料となる。
2. 各施設日帰り使用料は、使用時間により異なるが、例として全日利用の場合を記載している。

③過去5年間の使用料収入及び宿泊者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
使用料収入(千円)	5,795	5,984	5,625	6,228	5,656
宿泊者数(人)	8,327	8,799	8,613	8,944	7,388
社会教育関係(人)	2,296	1,950	2,661	2,328	2,001
学校関係(人)	4,046	4,246	3,052	3,610	3,125
職域事業所(人)	732	932	1,024	1,621	939
その他(人)	1,253	1,671	1,876	1,385	1,323

④使用料の減免

キゴ山ふれあいの里研修館の使用料は、金沢市キゴ山ふれあいの里条例第10条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「申請に対する処分の審査基準」に定められている。

当該審査基準では、「少年自然の家を宿泊を伴って利用しようとする団体が少年自然の家の利用定員を超えるため、少年自然の家と併せてふれあいの里研修館を使用する場合。」に減免できるとしている。

平成26年度の減免実績は1件、4,320円である。

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②施設を視察し、担当者に使用料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。
- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④使用料の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：金沢市キゴ山ふれあいの里条例、同条例施行規則、申請に関する処分の審査基準、使用申請書、使用料減免申請書、減免決定通知書、使用料積算内訳、ふれあいの里宿泊実績、領収証書受払管理簿、歳入調定簿兼収入原簿、使用料見直し時の検討資料、他都市の類似施設の使用料の現状調査資料、決算附属資料等

(監査結果)

- ①使用料の徴収事務について
歳入調定簿兼収入原簿と公金振替書を突き合し、使用料が適正に収納されていることを確かめた。収納の面において、問題点は検出されなかったが、利用者の年齢確認と利用者区分の特定を行う際の事務手続については改善が必要である。
- 当該施設の宿泊使用料は、30歳以下540円、31歳以上1,080円と、年齢により異なる使用料を設定しているが、利用者の自己申告により年齢を確認し、利用者区分を特定している状況にあ

る。今後は適正な利用者負担を求めるため、運転免許証などの身分証を提示させ、年齢を確実に確認することにより、利用者区分を特定し、使用料を徴収すべきである。

【指摘事項】

キゴ山ふれあいの里研修館にあつては、利用者の年齢により使用料が異なることから、身分証を提示させるなど、年齢を確実に確認することにより、利用者区分を特定し、適正な使用料を徴収すべきである。

②使用料の減免について

「申請に対する処分の審査基準」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の設定について

毎年、所管課において、使用料改定の検討は行われるが、他の類似施設の使用料と比較し、高額な施設に分類されることから、昭和63年の開館以来、使用料は据置きとしている。

表14 北陸三県の市立の類似施設との使用料比較

施設名	設置者	団体 所在	宿泊使用料(円)		
			小・中学生	高校生・大学生	一般
キゴ山ふれあいの里研修館(注)	金沢市	一律	540	540	1,080
里山自然学校大杉みどりの里	小松市	市内 市外	200 600	800	1,200 1,200
富山市野外教育活動センター	富山市	一律	280	840	840
福井市少年自然の家	福井市	市内 市外	100 210	320	540 1,080

(注) 青少年(30歳以下)540円。一般(31歳以上)1,080円。

青年の育成や社会教育の振興等を目的とする施設であるため、頻繁に改定を行わずとも問題は無いと考えられるが、金沢市の公共施設として設置している以上、市民又は金沢市に拠点を置く団体の便益に資することが必要である。

表14では、北陸三県の市立施設において、市内外の団体区分を設け、使用料を設定している施設があることが分かる。また、後述するキゴ山少年自然の家においても、使用者を市内外に区分し、異なる使用料を設定していることを踏まえると、キゴ山ふれあいの里研修館の宿泊使用料の体系については、十分に検討に値するものと考えられる。

(3-2) 金沢市キゴ山少年自然の家
 金沢市は、自然環境の中で、心身ともに健全な少年の育成を図るため、キゴ山少年自然の家を設置している。

①施設の概要

開館	昭和51年6月
所在地	金沢市平等本町カ13番地1
施設の規模	管理棟 鉄筋コンクリート造一部2階建 (延床面積1,064.35㎡) 宿泊棟 鉄筋コンクリート造2階建 (延床面積1,402.10㎡) プレールーム 鉄筋コンクリート造平屋建 (延床面積 528.33㎡)
主な施設	宿泊室24室(定員192人)、指導員室4室(定員10人)、多目的室、研修室、食堂、浴室、プレールーム
休館日	月曜日(その日が休日に当たるときはその直後の休日以外の日) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
使用者	以下のいずれかに該当する者で構成する概ね8人以上の団体 ・義務教育諸学校の児童及び生徒並びにその引率者 ・少年団体の構成員及びその指導者 ・その他教育委員会が適当と認める者
その他	周辺に、野外自然活用施設として、どんぐり広場、日本海広場、野外炊飯場3棟、きもだめしコース、戸室キャンプ場が設置されている。

②使用料

区分	金額(円)
市内の義務教育諸学校の児童・生徒等(引率者・指導者含む)	無料
市外の義務教育諸学校の児童・生徒等(引率者・指導者含む)	300

③過去5年間の使用料収入及び宿泊者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
使用料収入(千円)	2,726	2,799	2,607	2,412	2,434
宿泊者数(人)	8,136	8,410	7,895	7,006	7,526
有料者(人)	2,849	2,603	2,375	2,436	2,091
無料者(人)	5,287	5,807	5,520	4,570	5,435
宿泊延べ人数(人)	18,068	17,828	17,459	16,055	16,339

④使用料の減免

キゴ山少年自然の家の使用料は、金沢市キゴ山少年自然の家条例第11条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いは、「金沢市キゴ山少年自然の家使用料減免取扱要綱」に定められている。

当該要綱第2条では、全額免除する規定を以下のとおり設けている。

- ア 石川県立の特殊教育諸学校での義務教育において、その利用者が本市内在住者で多数を占める場合の学校授業又は学校行事として児童及び生徒並びにその引率者が使用する場合
- イ 少年自然の家又は青年の家の職員により構成される団体が職員の研修を目的として使用する場合

ウ キゴ山少年自然の家又はキゴ山天体観察センターが主催する行事で使用する場合
 なお、平成26年度に減免した実績はない。

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②施設を視察し、担当者で使用料の取納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。
- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④使用料の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：金沢市キゴ山少年自然の家条例、同条例施行規則、使用料積算内訳、宿泊実績、領収証書受払管理簿、歳入調定簿兼収入原簿、使用料見直しの検討資料、他都市の類似施設の使用料の現状調査資料、決算附属資料等

(監査結果)

①使用料の徴収事務について
 歳入調定簿兼収入原簿と公金払込書を突き合し、使用料が適正に収納されていることを確かめた。これらの手続において、問題点は検出されなかった。

②使用料の設定について

毎年、所管課において、使用料改定の検討は行われている。開館以来、当施設は市内団体のみに利用許可しており、宿泊料は無料としていたが、平成10年度に天体観察センターを併設したことに伴い、市外団体にも利用させるとし、市外団体については、1人300円の使用料とした。それ以降は、他の市立の類似施設使用料と比較しても妥当な水準とされており、使用料は据置きとしている。

また、少年の育成を目的とする施設であるため、キゴ山ふれあいの里研修館使用料と同様に、頻繁に改定を行わずとも問題はないと考える。

(3-3) 金沢市キゴ山天体観察センター

金沢市は、子どもたちが天体観察、科学実験等の学習活動を通して、宇宙についての理解を深めることにより、創造性豊かな子どもの育成を図るとともに、広く市民の生涯学習の振興に資するため、キゴ山天体観察センターを設置している。

多人数で天体観察ができる天体ドームをはじめ、講義や実験ができる宇宙科学工房、雨天時にも星空を見ることが出来るプラネタリウム室等、体験型の活動を重視した施設となっている。

①施設の概要

開館	平成10年10月
所在地	金沢市平等本町方13番地1
施設の規模	鉄筋コンクリート造4階建(延床面積1,601.99㎡)
主な施設	天体観察室(ドーム)、プラネタリウム室、展示ホール、休憩スペース、宇宙科学工房(レクチャールーム)、実験コーナー、屋外観察デッキ
開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	月曜日(その日が休日に当たるときはその直後の休日以外の日) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

市内中心部から距離を置き、街の光から離れたキゴ山に位置することから、プラネタリウム観覧のみならず、実際の星空を体験してもらおうイベントも開催している。

②観覧料

キゴ山天体観察センターのプラネタリウム観覧料は、以下のとおりである。

なお、金沢市内の義務教育諸学校の学校授業又は学校行事として観覧しようとする児童及び生徒並びにその引率者については、無料としている。

区分	金額(円)
個人	
一般	510
中学生以下	300
団体	
一般	410
中学生以下	200

(注) 団体とは、代表者・責任者を有する20人以上の集まりをいう。

③過去5年間の観覧料収入及び観覧者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
観覧料収入(千円)	2,277	3,290	3,311	2,091	2,045
プラネタリウム観覧者数(人)	11,761	16,887	15,303	10,661	10,638
有料観覧者(人)	6,791	9,387	9,253	6,188	5,655
無料観覧者(人)	4,970	7,500	6,050	4,473	4,983

(注) 平成25年度は、11月から1月までの3ヶ月間、改修工事のため休館。

④観覧料の減免

キゴ山天体観察センターの観覧料は、金沢市キゴ山天体観察センター条例第11条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「キゴ山天体観察センタープラネタリウム観覧料減免取扱要綱」に定められている。

当該要綱第2条では、全額免除する規定を以下のとおり設けている。
ア 本市の宇宙に関する研修を行っている少年団等で天体観察センターを活動拠点としている団体が観覧する場合

イ 石川県立の特殊教育諸学校での義務教育において、本市内在住者を多く含む場合の学校授業又は学校行事として児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合

ウ 本市内の保育所又は幼稚園の園児及びその引率者が当該保育所又は幼稚園の授業又は行事で観覧する場合

エ キゴ山天体観察センター又は金沢市キゴ山少年自然の家が主催する行事で観覧する場合
オ 中学生以下の児童、生徒等が国民の祝日に関する法律第2条に規定することもの日(5月5日)に観覧する場合

カ 宇宙の日(9月12日)に観覧する場合

なお、エ、オ及びカは減免申請を不要としている。
平成26年度の減免実績は、29件、538,710円である。

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②施設を視察し、担当者に観覧料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。
- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④観覧料の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：金沢市キゴ山天体観察センター条例、同条例施行規則、キゴ山天体観察センタープラネタリウム観覧料減免取扱要綱、観覧料積算資料、観覧料見直し検討資料、他都市の類似施設の料金一覧、減免一覧、減免申請書、観覧料改正時の決裁同書、決算附属資料等

(監査結果)

①観覧料の徴収事務について
歳入調定簿兼収入原簿と公金払込書を突き合し、観覧料が適正に収納されていることを確認した。これらの手続において、問題点は検出されなかった。

(4) 体育施設

①施設の概要

金沢市では、平成27年3月に策定した金沢市スポーツ推進計画において、「スポーツで人とま
ちを元気にするまちづくり」を進めることとしている。また、平成27年度当初予算の重点項目
の一つに、スポーツの振興を掲げると、スポーツに関する施策の推進に積極的に取り組む姿
勢を明らかにしている。

そうした金沢市においては、数多くの体育施設を設置しており、その主な施設と平成26年度
の利用者数は以下のとおりである。

区分	施設名	主な設備など	利用者数 (人)	
体育館	総合体育館	第1・2・3 競技場、卓球室、多目的室、 トレーニングルーム	299,566	
	西部市民体育館	競技場	45,724	
	城北市民体育館	競技場	31,175	
	城南市民体育館	競技場	31,867	
	城東市民体育館	競技場	39,200	
	城西市民体育館	競技場	44,709	
	森本市民体育館	競技場	26,003	
	浅野川市民体育館	競技場	35,905	
	中央市民体育館	競技場、多目的ホール、簡易卓球場	95,198	
	額谷ふれあい体育館	競技場、多目的室	66,002	
鳴和台市民体育館	競技場	64,115		
	体育館 計		779,464	
プール	西部市民プール	屋内 25mプール、幼児プール	40,359	
	総合プール	屋外 50mプール、飛込プール、25mプール 屋内 25mプール、幼児プール	57,777	
	鳴和台市民プール	屋内 25mプール、幼児プール ジャグジー、ウォータースライダー	86,241	
	プール 計		184,377	
テニスコート	東金沢スポーツ広場	照明付き全天候型コート(砂入り人工芝) 5面、 壁打ちコート 1面	43,725	
	城北市民テニスコート	照明付き全天候型コート(砂入り人工芝) 12面、 壁打ちコート 2面	71,245	
	西金沢テニスコート	照明付き全天候型コート(砂入り人工芝) 4面	23,681	
	大徳テニスコート	照明付き全天候型コート(砂入り人工芝) 4面	24,245	
	城東テニスコート	照明付き全天候型コート(砂入り人工芝) 2面	10,568	
	浅野テニスコート	全天候型コート(アスファルトカラー) 2面(無料)、 壁打ちコート	8,610	
		テニスコート 計		182,074

②観覧料の減免について

「キゴ山天体観覧センタープラネタリウム観覧料減免取扱要綱」に規定されている減免理由
については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③観覧料の設定について

他の類似施設等を参考に平成10年度の開館時より、個人一般500円、個人中学生以下300円、
団体一般400円及び団体中学生以下200円としてきたが、平成26年度の消費税増税に伴い、一般
の料金をそれぞれ10円値上げした。また、毎年、所管課において観覧料改定の検討は行われる
が、他の類似施設の観覧料と比較し高額な施設に分類されることから、観覧料は据置きと
している。

表15 北陸三県の類似施設のプラネタリウム観覧料 (単位：円)

施設名	設置者	団体観覧料		個人観覧料	
		中学生 以下	一般	中学生 以下	一般
キゴ山天体観覧センター	金沢市	200	410	300	510
いしかわ子ども交流センター	石川県	80	350	100	400
コスモアイル羽咋	羽咋市	320	640	400	800
柳田星の観覧館「満天星」	能登町	200	400	300	500
富山市科学博物館	富山市	100	410	210	520
福井県児童科学館・エンゼルラ ンドふくい	福井県	200	400	250	500
平均		183	435	260	538

子どもの育成と市民の生涯学習の振興を目的とする施設であるため、キゴ山ふれあいの里研
修館及びキゴ山少年自然の家の使用料と同様に、頻繁に改定を行わなくとも、問題はないと考
える。

また、北陸三県の類似施設と比較しても、観覧料については、団体及び個人とも概ね妥当な
水準である。

②使用料
 体育館、プール及びテニスコートの主な使用料は以下のとおりである。なお、屋外スポーツ施設については、多様な施設があり、一律の記載が困難であるため省略する。

表16 体育館使用料

施設名	利用区分	使用料(円)	備考
総合体育館	個人使用 一般	200	1回3時間使用料
	〃 高校生以下	100	〃
	団体利用 第一競技場 全面	2,700	1時間当たり使用料
	〃 第一競技場 1/2面	1,620	〃
	〃 第一競技場 1/3面	1,080	〃
	〃 第一競技場 1/6面	540	〃
	照明料 全灯	2,370	〃
	〃 半灯	1,180	〃
	〃 1/3灯	750	〃
	高齢者・中学生以下団体は基本使用料×50%		
中央市民体育館	個人使用 一般	100	1回3時間使用料
	〃 高校生以下	50	〃
	団体利用 全面	810	1時間当たり使用料
	〃 1/4面	410	〃
	照明料 全面	1,080	〃
高齢者・中学生以下団体は基本使用料×50%			
地区体育館(注)	個人使用 一般	100	1回3時間使用料
	〃 高校生以下	50	〃
	団体利用 全面	640	1時間当たり使用料
高齢者・中学生以下団体は基本使用料×50%			

(注) 地区体育館は、城北、城東、城南、城西、森本、浅野川、西部、鳴和台の各市民体育館をいう。

表17 プール使用料

施設名	利用区分	使用料(円)	備考
総合プール	温水プール 個人 一般65歳以上	200	1回当たり使用料
	〃 〃 一般65歳未満	360	〃
	〃 〃 高校生以下	150	〃
	〃 団体 屋内25m 全面	5,400	1時間当たり使用料
	〃 〃 〃 1コース	1,080	〃
	平水プール 個人 一般	200	1回当たり使用料
	〃 〃 高校生以下	100	〃
	〃 〃 団体 50m 全面	1,620	1時間当たり使用料
	〃 〃 〃 25m 全面	860	〃

区分	施設名	主な設備など	利用者数(人)
屋外スポーツ施設	陸上競技場	第2種公認トラック(全天候型合成ゴム)	94,389
	球技場	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール	10,536
	安原スポーツ広場	野球場 1面、多目的グラウンド、多目的室、室内練習場	46,018
	専光寺ソフトボール場	ソフトボール場 4面	27,163
	医王山スキー場	第1リフト、第2リフト、ソリあそびコース	39,221
	内川スポーツ広場	少年野球場 2面、芝生広場、モノレール	119,346
	戸室スポーツ広場	少年野球場 1面、芝生広場	68,864
	市民野球場	野球場	107,414
	市民サッカー場	サッカー場 1面	27,355
	ジュニアスポーツコート	少年サッカー 人工芝	14,180
	その他施設	浅野運動広場など18施設	282,392
	屋外スポーツ施設 計		836,878
		利用者数合計	1,982,793

なお、上記の施設を条例ごとに区分すると以下のとおりである。

条例名	施設名
金沢市体育施設条例	総合体育館、西部市民体育館、城北市民体育館、城南市民体育館、城東市民体育館、城西市民体育館、森本市民体育館、浅野川市民体育館、中央市民体育館、西部市民プール、総合プール、東金沢スポーツ広場、城北市民テニスコート、西金沢テニスコート、大徳テニスコート、城東テニスコート、浅野テニスコート、陸上競技場、球技場、安原スポーツ広場、専光寺ソフトボール場、医王山スキー場
金沢市スポーツ広場条例	内川スポーツ広場、戸室スポーツ広場
金沢市額谷ふれあい体育館条例	額谷ふれあい体育館
金沢市公園条例	鳴和台市民体育館、鳴和台市民プール、市民野球場、市民サッカー場、ジュニアスポーツコート

才 金沢市内の小中学校が学校体育行事に使用する場合
 カ 10月の第2月曜日(体育の日)に一般開放して使用する場 合 等
 平成28年度の減免実績は、670件、11,962千円である。

⑤指定管理者による管理

体育施設の管理は、個々の条例の規定により指定管理者が行っている。
 指定管理者の選定については、条例及び「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づいて、住民サービスの向上及び運営の効率化を図ることができると認められる団体を選定している。

施設区分	指定管理者	平成26年度指定管理料(千円)	指定期間
体育館等	公益財団法人金沢市スポーツ事業団	164,723	
プール等	株式会社エイム	194,722	
テニスコート等	公益財団法人金沢市スポーツ事業団	56,871	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日
屋外スポーツ施設等	金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体	199,784	

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②総合体育館、総合プール及び城北市民テニスコートを視察し、現地担当者に使用料の取納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。
- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④使用料の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。
 なお、屋外スポーツ施設については、多様な施設があり、一律の比較が困難なため、この手続は省略した。

閲覧資料：金沢市体育施設条例及び同条例施行規則、金沢市スポーツ広場条例及び同条例施行規則、金沢市額ふれあい体育館条例及び同条例施行規則、金沢市公園条例及び同条例施行規則、金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱、施設概要資料、県内公共スポーツ施設一覧、体育施設使用料の中核市比較資料、指定管理者の選定資料、指定管理者からの決算資料、体育施設使用料改定経緯資料、平成16年度テニスコート使用料見直し時の検討資料、平成18年度体育施設使用料等検討懇話会資料、使用料減免の明細、減免申請書、体育施設等使用申請書等

施設名	利用区分	使用料(円)	備考
総合プール	高齢者団体は基本使用料×50%		
	室内プール 個人 一般65歳以上	200	1回当たり使用料
	〃 〃 一般65歳未満	360	〃
	〃 〃 高校生以下	150	〃
	〃 〃 団体 25m 全面	5,400	1時間当たり使用料
西部・鳴和台市民プール	〃 〃 〃 1コース	1,080	〃
	高齢者団体は基本使用料×50%		

表18 テニスコート使用料

利用区分	使用料(円)		備考
	一般	1面1時間当たり使用料	
1面当たり	610	〃	
照明料	高校生以下	300	〃
	〃	300	〃
壁打ちコート(個人利用)	100	1回2時間までの使用料	
高齢者団体は基本使用料×50%			

③過去5年間の使用料収入及び利用者数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	使用料収入(千円)	60,677	58,389	61,171	62,751
利用者数(千人)	704	688	733	733	780
使用料収入(千円)	33,943	32,318	38,536	38,832	39,796
利用者数(千人)	164	173	180	183	184
使用料収入(千円)	28,754	28,270	24,913	28,194	31,774
利用者数(千人)	147	146	138	153	182
使用料収入(千円)	36,512	38,348	38,252	38,751	41,003
利用者数(千人)	705	713	743	808	837
使用料収入合計(千円)	159,886	157,325	162,872	168,528	178,695
利用者数合計(千人)	1,720	1,720	1,794	1,877	1,983

④使用料の減免

体育施設の使用料は、金沢市体育施設条例第6条、金沢市スポーツ広場条例第10条、金沢市額ふれあい体育館条例第10条及び金沢市公園条例第10条において、「市長は、特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。」旨の規定があり、減免に関する取扱いについては、「金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱」に定められている。

当該要綱第2条では、全額免除する規定を以下のとおり設けている。

ア 金沢市又は金沢市教育委員会が体育行事に使用する場 合

イ 金沢市民体育大会に使用する場 合

ウ 金沢市中学校春季・夏季・秋季・冬季の各体育大会及び長距離競走大会に使用する場 合

エ 金沢市小学校連合体育大会に使用する場 合

(監査結果)

①使用料の徴収事務について

総合体育館及び城北市民テニスコースの各施設については、利用状況兼歳入調定資料と公金払込書兼領収証書を突き合し、使用料が適正に収納されていることを確かめた。また、総合プールについては、歳入調定簿兼収入原簿と公金払込書兼領収証書を突き合し、使用料が適正に収納されていることを確かめた。収納面においては、問題点は検出されなかった。

しかし、総合プールにおいて領収証書受払簿及び領収証書の管理状況を確認した結果、一部の領収証書が受払簿に入記入がなされているが、実際には存在しないものがあった。

平成24年7月の受入れ時に、「平水・個人一般の200円券領収証書受払簿」と「温水・65歳以上200円券領収証書受払簿」に、二重記載された蓋然性が高い。

領収証書は、現金に準じて厳正に取り扱うべきところ、現物(領収証書)と記帳(受払管理簿)の照合を行うという基本的な管理がなされていないと言えらる。

また、記載誤りに修正テープを用いられているものがあったが、これについても、修正箇所のみという基本的な事項が、徹底されていないと言えらる。

体育施設については、指定管理者制度を導入しており、使用料の徴収事務は指定管理者に委託されている。今回、見受けられた事項については、基本的な事務の誤りであるため、指定管理者に対し、管理すべき対象が公金であることを改めて認識させるとともに、体育施設使用料徴収事務取扱要領等に基づく事務の執行管理を適宜行うなど、指定管理者への指導を一層徹底すべきである。

【指摘事項】

指定管理者に対し、管理すべき対象が公金であることを改めて認識させるとともに、体育施設使用料徴収事務取扱要領等に基づく事務の執行管理を適宜行うなど、指定管理者への指導を一層徹底すべきである。

②使用料の減免について

「金沢市体育施設使用料減免取扱要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の水準について

ア 体育館の類似施設との比較

平成20年9月における他の中核市の類似施設と比較し、使用料の妥当性を検討している。これ以降は、各中核市の傾向に大幅な変更がないとして、使用料改定の要否の検討はしていないが、比較資料は作成されていない。

表19 体育館の類似施設との比較表 (平成20年9月現在) (単位:円)

使用区分		金沢市	中核市平均値 (39市)
個人	総合体育館と同規模	一般	200
		小人	119
	地区体育館と同規模	一般	186
		高校生以下	101
団体	総合体育館と同規模	875	849
	地区体育館と同規模	630	714
	総合体育館と同規模	2,310	2,788
照明料			

(注) 団体使用料は便宜的にバレーボールコート1面当たりで換算して比較している。

比較資料より、金沢市は中核市平均値と比較して、同程度あるいは低価格の使用料となっている。市民がよりスポーツに親しみやすい環境を整えるため、低廉な使用料を設定しているものであり、概ね妥当な水準と考えられる。

イ プールの類似施設との比較

平成20年9月における他の中核市の類似施設と比較し、使用料の妥当性を検討している。これ以降は、各中核市の傾向に大幅な変更がないとして、使用料改定の要否の検討はしていないが、比較資料は作成されていない。

表20 プールの類似施設との比較表 (平成20年9月現在) (単位:円)

使用区分		金沢市	中核市平均値 (39市)
個人	温水 25m	一般	350
		高校生以下	195
	平水 50m	200	265
団体	温水 25m	100	130
	平水 50m	5,250	4,988
		1,575	6,127

比較資料より、金沢市は中核市平均値と比較して、同程度あるいは低価格の使用料となっており、体育館同様に、概ね妥当な水準と考えられる。

表22 プールの使用料改定履歴

使用区分	平成13年3月以前	平成13年4月以降	平成16年4月以降	平成26年4月以降
変更点の主な内容		(注) 1	(注) 2	(注) 3
温水プール個人65歳以上	—	(新設) 200	200	200
〃 個人64歳以下	350	350	350	360
〃 高校生以下	150	150	150	150
〃 団体25m全面	4,200	5,250	5,250	5,400
〃 団体25m 1コース	—	—	(新設) 1,050	1,080
平水プール個人一般	200	200	200	200
〃 個人高校生以下	100	100	100	100
〃 団体50m	1,575	1,575	1,575	1,620
〃 団体25m	840	840	840	860

(注) 1. 平成13年4月に温水プールの個人65歳以上使用料区分を新設したほか、25mプールの団体使用料を増額した。

2. 平成16年4月に温水プールにおける団体利用の利便性向上を図るため、1コース当りの団体使用料を設定した。
3. 平成26年4月消費税増税に伴い改定した。

ウ テニスコートの使用料改定

毎年、所管課において、昨今の経済情勢、各施設の歳出及び他都市の使用料の水準などを踏まえた改定の検討がなされている。近年の改定履歴は以下のとおりである。

表23 テニスコートの使用料改定履歴

使用区分	平成13年3月以前	平成13年4月以降	平成16年4月以降	平成16年10月以降	平成26年4月以降
変更点の内容	(注) 1	(注) 2	(注) 3	(注) 4	(注) 5
個人・大人	200	200	廃止	—	—
個人・高校生以下	100	100	廃止	—	—
団体・大人	840	1,050	1,050	600	610
団体・高校生以下	—	—	—	(新設) 300	300
全日料金	4,200	5,250	廃止	—	—
壁打ちコート (個人利用)	—	—	—	(新設) 100	100
個人・大人	100	100	廃止	—	—
個人・高校生以下	50	50	廃止	—	—
団体・大人	630	630	630	300	300
団体・高校生以下	310	310	310	300	300

ウ テニスコートの類似施設との比較

平成20年9月における他の中核市の類似施設と比較し、使用料の妥当性を検討している。これ以降は、各中核市の傾向に大幅な変更がないとして、使用料改定の要否の検討はしているが、比較資料は作成されていない。

表21 テニスコートの類似施設との比較表 (平成20年9月現在)

使用区分	金沢市	中核市平均 (39市)	備考
1面当たり	600	476	1時間の使用料
照明料	300	492	1時間の使用料
壁打ちコート	100	—	2時間の使用料

比較資料より、金沢市は中核市平均値と比較して、1面当たりの使用料は高いが、照明料は低く、総じて妥当な水準と考えられる。

④使用料の見直しについて

ア 体育館の使用料改定

毎年、所管課において、昨今の経済情勢、各施設の歳出及び他都市の使用料の水準などを踏まえた改定の検討がなされている。

近年の改定履歴は以下のとおりである。

- i 総合体育館個人使用 (1回当たり)
平成元年度にそれまでの「一般100円 (高校生以下50円)」であったものを、「一般200円 (高校生以下100円)」に値上げした。
改定理由は、消費税の導入と見直しによるものと思われるが、当時の資料がないため不明である。
- ii 総合体育館第一競技場 (全面・1時間当たり)
平成13年度に他都市の類似施設の使用料と比較し、低料金となっていたことから、それまでの「2,100円 (税込)」から「2,625円 (税込)」に改定した。
また、平成26年度には消費税増税に伴い、「2,625円 (税込)」から「2,700円 (税込)」に改定した。

なお、平成19年度から、総合体育館においては、第1競技場の1/6面利用という新しい利用形態を設けるなど、施設の有効活用も図られている。

イ プールの使用料改定

毎年、所管課において、昨今の経済情勢、各施設の歳出及び他都市の使用料の水準などを踏まえた改定の検討がなされている。近年の改定履歴は以下のとおりである。

(注) 1. 平成13年3月以前の個人使用の区分は2時間当たり使用料であったため、1時間当たりの使用料に換算して表示した。

2. 団体使用料が他都市の類似施設の使用料と比較し、低料金となっていたことから、改定した。

3. 個人利用については、一時的に1面のコートに多くの利用者が入ることになり、トラブルの原因となっていたため、廃止し、団体によるコート専用使用のみに見直ししたほか、全日料金制度を廃止した。

4. 個人利用廃止による影響を最小限に抑え、団体利用を促進するため、団体利用による1面当たりのコート利用料金及び照明料を減額したほか、高校生以下の団体使用料及び壁打ちコート使用料(個人利用)を新設した。

5. 消費税増税に伴い、団体利用による一面当たりのコート利用料金を改定した。

以上のように、各区分の使用料については、利用状況、効率的利用及び他都市の状況を踏まえ、これまでも適正に使用料の改定が行われている。

しかし、改定時以外の年も、使用料の妥当性の検証が行われているが、その内容を示す記録が、改定時に比べ、十分に整理されていないため、一連の経過が明確に把握しづらく、今後の改定等の検討に生かすことができない状況にある。

このため、検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として保管するとともに、今後の改定時等において活用していく必要がある。

【意見】

体育施設使用料に関する検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として保管するとともに、今後の改定時等において活用していく必要がある。

(5) 金沢市芸術文化ホール

①施設の概要

金沢市は、広く市民が芸術文化にふれあう機会及び芸術文化に関する活動の場を提供するとともに、市民による多様な芸術文化の創造及び継承の促進を図り、もって市民の芸術文化の振興に資するため、金沢歌劇座、金沢市文化ホール及び金沢市アートホールの3つの芸術文化ホールを設置している。

金沢歌劇座

開館	本館：昭和37年5月 別館：昭和45年4月
所在地	金沢市下本多町6番丁27番地
施設の規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階（一部2階・3階） 敷地面積 9,805.42㎡ 延床面積 10,308.86㎡ 収容人員 ホール 1,919席
開館時間	午前9時～午後10時 ただし、屋外広場の使用時間は、午前0時～午後12時
休館日	第1水曜日及び第3水曜日（これらの日が休日に当たるとその直後の休日以外の日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

金沢市文化ホール

開館	昭和57年11月
所在地	金沢市高岡町15番1号
施設の規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階 敷地面積 8,393㎡ 延床面積 10,032.79㎡ 収容人員 ホール 899席
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日に当たるとその直後の休日以外の日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

金沢市アートホール

開館	平成6年4月
所在地	金沢市本町2丁目15番1号 ポルテ金沢6階
施設の規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 1,033.68㎡ 収容人員 ホール 308席
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日に当たるとその直後の休日以外の日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

②使用料

ア 現行の使用料

施設使用料は、金沢市芸術文化ホール条例において、施設ごとに定められており、附属設備

表25 金沢市文化ホールの基本使用料

区分/使用時間区分	(単位：円)			
	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
ホール	16,956	32,400	36,720	77,760
平日	21,168	40,608	45,900	97,200
日曜日、土曜日及び休日	864	1,728	1,944	4,212
第1楽屋	864	1,836	2,052	4,428
第2楽屋	1,188	2,376	2,700	5,832
第3楽屋	756	1,512	1,728	3,780
第4楽屋	756	1,620	1,836	3,888
第5楽屋	756	1,620	1,836	3,888
第6楽屋	864	1,728	1,944	4,212
第7楽屋	2,592	4,968	5,616	11,880
第1練習室	1,188	2,376	2,700	5,832
第2練習室	1,080	2,268	2,592	5,400
第3練習室	1,296	2,484	2,808	6,156
第4練習室	2,808	4,320	4,860	10,368
第1会議室	3,348	5,184	5,832	12,528
第2会議室	2,808	4,320	4,860	10,368
第3会議室	5,616	8,640	9,720	20,736
第4会議室	4,104	6,264	7,128	15,120
第5会議室	4,104	6,264	7,128	15,120
第6会議室	2,052	3,240	3,672	7,776
談話室	1時間につき10,800円			
大集会室	16,308	25,056	28,296	59,940
大会議室(控室を含む)	2,690	3,580	4,480	9,250
茶室	1日につき21,168円			
展示ギャラリー				

表26 金沢市アートホールの基本使用料

区分/使用時間区分	(単位：円)			
	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
ホール	14,796	28,404	32,184	68,040
平日	19,332	37,044	41,904	88,560
日曜日、土曜日及び休日	756	1,512	1,728	3,564
第1楽屋	756	1,512	1,728	3,564
第2楽屋	756	1,512	1,728	3,564

(注) 基本使用料には消費税及び地方消費税を含んでいる。

イ 使用料の徴収時期及び徴収方法
芸術文化ホールを使用しようとする者は、まず使用申請書を提出し、あらかじめ使用の承認を受けなければならない。使用承認後、使用承認書の交付を受け、その際に使用料を前納

使用料については、金沢市芸術文化ホール条例施行規則にて定められている。
金沢歌劇座、金沢市文化ホール及び金沢市アートホールの基本使用料は、以下のとおりである。

表24 金沢歌劇座の基本使用料

区分/使用時間区分	(単位：円)			
	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
ホール	24,840	47,520	62,640	118,800
平日	33,480	61,560	77,760	154,440
日曜日、土曜日及び休日	648	1,296	1,404	3,024
第1楽屋	648	1,296	1,404	3,024
第2楽屋	432	972	1,080	2,268
第3楽屋	864	1,728	2,052	4,212
第4楽屋	864	1,836	2,052	4,320
楽屋A	972	1,944	2,160	4,536
楽屋B	648	1,296	1,404	3,024
楽屋C	648	1,296	1,404	3,024
楽屋D	18,360	30,240	33,480	69,120
全室を使用する場合	11,340	18,360	20,520	43,200
大集会室	第1区画	5,184	9,396	19,440
	第2区画	1,728	2,700	6,372
会議室	第1会議室	1,620	2,592	6,156
	第2会議室	2,484	3,888	9,072
	第3会議室	2,700	4,212	9,936
	第4会議室	2,700	4,212	9,828
	第5会議室	2,592	3,996	9,396
	第6会議室	2,700	4,212	10,044
	第7会議室	1,296	1,944	2,268
	第8会議室	6,156	9,720	10,908
	第9会議室	3,780	5,940	6,696
	第10会議室	3,888	5,940	6,696
談話室	1,080	2,160	2,484	5,076
練習室	3,780	7,668	8,748	17,928
屋外広場	面積単位で使用する場合	午前8時から午後10時まで 1区画につき1,080円 午後10時から翌日の午前8時まで 1区画につき1,080円		
	1台当たり初めの1時間を250円とし、以後30分につき150円とする。ただし、午後10時から翌日の午前8時までの間の使用料の額が、1,000円を超えるときは、その間の使用料の額については、1,000円とする。			
	車単位で使用する場合			

③使用料の減免
 芸術文化ホールの使用料は、金沢市芸術文化ホール条例第12条において、「市長は、特に必要があるとき、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「金沢市公共ホール使用料減免取扱要綱」に定められている。
 当該要綱第3条及び第4条では、以下のとおり規定している。

表27 減免する場合

ア	市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が主として、幼児、児童又は生徒を対象とし、芸術文化に関する行事に公共ホールを使用するとき。
イ	市内の社会教育団体が、社会教育に関する事業に公共ホールを使用する場合であって、当該事業に対し、金沢市又は金沢市教育委員会が共催するとき。
ウ	市内の社会福祉団体その他社会福祉事業を行うことを主たる目的とする団体が、市民の福祉増進に資する事業に公共ホールを使用する場合であって、当該事業に対し金沢市が共催するとき。
エ	市民がその構成員である芸術文化に関する団体が、その芸術文化活動により市民の教養の向上に寄与することを目的とする事業に公共ホール等を使用する場合であって、当該事業に対し金沢市又は金沢市教育委員会が共催するとき。

ただし、2,000円を超える額の入場料を徴収する場合や、国又は金沢市その他の公共団体が、事業の費用の一部を負担し、又は助成する場合には、減免適用外とする。

表28 減免額

なし	入場料徴収の有無	
	基本使用料額の50%相当額	減免する額
あり	入場料徴収の有無	
	基本使用料額の場合	基本使用料額の30%相当額
	入場料割増料金を加算した額の50%相当額	

なお、平成26年度における減免実績は、以下のとおりである。

施設名	件数(件)	金額(千円)
金沢歌劇座	12	1,824
金沢市文化ホール	38	924
金沢市アートホール	1	27

④指定管理者による管理

芸術文化ホールの管理は、金沢市芸術文化ホール条例の規定により指定管理者が行っている。

施設名	指定管理者	指定期間
金沢歌劇座	公益財団法人 金沢芸術創造財団	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日
金沢市文化ホール		
金沢市アートホール		

指定管理者の選定については、条例及び「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づいて、公募とせず特定の団体を選定している。芸術文化ホールは、芸術創造事業及び人材育成事業を主体とする施設として、公益財団法人金沢芸術創造財団に管理を委ねている。

指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針(抜粋)

- (1) 公募せずに選定するケース
 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な施設については、管理運営を委ねるにふさわしい団体を公募せずに選定することとする。
- ② 芸術創造事業及び人材育成事業を主体とする施設
 新しい文化の創造や工芸作家・職人の人材育成を行う事業を主体とする次の施設については、それら事業がなければ公の施設として円滑に機能しないことから、当該事業を実施するために本市が設置した団体に、その公の施設の管理を委ねるものとする。
- ③ 常附等の文化資産の展示と事業展開を主体とする施設
 常附・寄託された金沢ゆかりの文化資産の展示と事業展開を主体とする次の施設については、それらをお譲りいただいた方々の意向、心遣や文化振興事業の質的向上に配慮し、本市が設置した団体に管理を委ねるものとする。なお、これに類する文化振興事業の向上に寄与する施設についても、一体的管理の必要性から、同様の取り扱いをする。

表29 過去5年間の使用料収入及び指定管理料の推移

施設名	(上段：使用料収入、下段：指定管理料) (単位：千円)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
金沢歌劇座	35,444	92,440	96,294	95,611	100,131
金沢市文化ホール	78,262	130,908	146,872	145,520	149,322
	82,785	72,925	71,070	69,255	69,716
金沢市アートホール	128,382	128,049	133,649	134,699	139,862
	18,906	19,564	20,480	18,955	19,924
	53,000	49,473	56,528	54,556	57,724

(注) 金沢歌劇座は平成21年12月から平成22年11月まで改修のため休館。

表30 過去5年間の施設利用者数の推移

施設名	(単位：人)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
金沢歌劇座	113,331	316,504	329,452	332,115	341,538
金沢市文化ホール	268,399	248,340	235,658	216,349	185,563
金沢市アートホール	35,388	35,313	42,681	32,952	32,205

表31 過去5年間の稼働率の推移(稼働率=利用日数/利用可能日数)

区分	(単位：%)					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
金沢歌劇座	ホール	55.0	71.8	53.2	66.4	67.7
	大集会室	36.7	53.3	97.5	50.0	50.3
	会議室	65.1	66.7	74.3	76.5	76.4
	談話室	6.4	15.2	32.3	11.1	12.4
金沢市文化ホール	ホール	71.4	62.9	68.8	59.3	60.1
	大集会室	59.0	53.7	45.3	51.0	42.6
	大会議室	25.1	22.8	20.2	18.7	20.7
	会議室・談話室	89.2	84.5	84.1	88.4	83.2
金沢市アートホール	54.3	58.0	63.0	55.7	58.6	

②使用料の減免について

「金沢市公共ホール減免取扱要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続を検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の設定について

芸術文化ホールの使用料については、統一的な算定基準はなく、他の金沢市立施設や全国の公共類似施設の使用料等を参考のうえ、民間の貸出施設を圧迫しないことなどを総合的に判断し、設定している。近年の主な改定履歴は以下のとおりである。

表32 金沢歌劇座使用料の主な改定履歴

平成元年4月1日	消費税の導入に伴い消費税率3%を乗じた使用料に改定
平成9年4月1日	消費税率変更に伴い消費税率5%を乗じた使用料に改定
平成11年4月1日	ホール以外の集会室等改修工事に伴い使用料を改定
平成19年10月1日	旧中央公民館本多町館を歌劇座別館会議室とすることに伴い使用料を設定
平成22年4月1日	改修工事に伴い会議室等の使用料を改定
平成26年4月1日	消費税率変更に伴い消費税率8%を乗じた使用料に改定

表33 金沢市文化ホール使用料の主な改定履歴

平成元年4月1日	消費税の導入に伴い消費税率3%を乗じた使用料に改定
平成9年4月1日	消費税率変更に伴い消費税率5%を乗じた使用料に改定
平成16年4月1日	展示ギャラリーの追加により使用料を設定
平成17年4月1日	他施設の茶室との均衡を図るため、茶室使用料を改定
平成22年4月1日	金沢歌劇座の改修工事に合わせた条例の統合により、会議室等の使用料を改定
平成26年4月1日	消費税率変更に伴い消費税率8%を乗じた使用料に改定

金沢歌劇座では、平成11年、平成19年及び平成22年に施設の改修に伴い使用料を改定しているが、直近の平成22年における会議室等の新たな使用料についても、既存の会議室の1㎡当たりの平均単価、また、既存の施設等がない場合には、市の文化ホール等の類似施設の1㎡当たり単価を基礎に計算されており、改修に要した費用等は考慮されていない。

①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。

②金沢歌劇座を視察し、現地担当者に施設の利用申請から使用料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④使用料の算定資料を入力し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：施設概要パンフレット、歳入調定簿兼収入原簿、使用料月計調定内訳書、指定管理者選定関係資料、指定管理者収支報告書、料金改定設定関係資料等

(監査結果)

①使用料の徴収事務について

現地視察を行った金沢歌劇座の利用申請から収納までの業務について、関係書類を確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

北陸三県の主な芸術文化ホールは、以下のとおりである。

表34 北陸三県の主な芸術文化ホール

施設名	設置者	運営	開設	ホール 観客数 (席)	使用料(全日 利用/土日 祝) (円)
金沢歌劇座	金沢市	(公財) 金沢芸術創造財団	昭和37年5月	1,919	154,440
金沢市文化ホール	金沢市	(公財) 金沢芸術創造財団	昭和57年11月	899	97,200
金沢市アートホール	金沢市	(公財) 金沢芸術創造財団	平成6年4月	308	88,560
石川県立音楽堂	石川県	(公財) 石川県音楽文化振興事業団	平成13年8月	1,560 (注) 1	169,710
富山県民会館	富山県	(公財) 富山県文化振興財団	昭和39年8月	1,105	204,700
富山県芸術文化ホール(オーバード・ホール)	富山県	(公財) 富山県市民文化事業団	平成8年	1,156 (注) 2	194,400
福井県立音楽堂	福井県	(公財) 福井県文化振興事業団	平成9年9月	1,456	163,540
石川県文教会館	(公財) 石川県文教会館	(公財) 石川県文教会館	昭和54年	590	91,420
北國新聞赤羽ホール	北國新聞社	(一財) 北國芸術振興財団	平成20年8月	504	470,000
本多の森ホール	北陸電力(株)	本多の森ホール運営委員会	平成21年10月 (注) 3	1,707	394,200

(注) 1. コンサートホール1,560席のほかには邦楽ホール720席がある。

2. ホール1階及び2階の席数である。

3. 旧石川厚生年金会館としての開設は、昭和52年である。

これらのことから、自治体が設置する芸術文化ホールの使用料は低廉な料金であると言える。仮に営利を目的に観客を集めて、休日にコンサートを開催した場合の全日の使用料は以下のとおりである。

観客数1,000人以上の場合、金沢歌劇座は、入場料によっては他の施設の使用料より割高という場合もあるが、1席当たりの使用料ははかばかしくない。

表35 営利目的の使用料 (上段: 使用料、下段: 観客1席当たりの使用料) (単位: 円)

施設名	観客数(席)	入場料3,000円の 場合		入場料5,000円の 場合		入場料7,000円の 場合	
		観客数(席)	使用料(円)	観客数(席)	使用料(円)	観客数(席)	使用料(円)
金沢歌劇座	1,919	308,800	386,100	161	201	201	386,100
金沢市文化ホール	899	194,400	243,000	216	270	270	243,000
金沢市アートホール	308	132,840	177,120	431	575	575	177,120
石川県立音楽堂	1,560	254,565	339,420	163	218	218	424,275
石川県立音楽堂 (邦楽ホール)	720	160,455	213,940	223	297	297	267,425
富山県民会館	1,105	293,700	368,460	266	333	333	368,460
富山県芸術文化ホール(オ ーバード・ホール)	1,156	252,720	330,480	219	286	286	336
福井県立音楽堂ハーモニ ーホールふくい	1,456	408,850	408,850	281	281	281	408,850
石川県文教会館	590	91,420	91,420	155	155	155	91,420
北國新聞赤羽ホール	504	470,000	470,000	933	933	933	470,000
本多の森ホール	1,707	394,200	394,200	231	231	231	394,200

施設使用料は、使用者が施設使用に伴うサービスを受受したことへの対価であり、かかるサービスを提供するにいたる経費の一部を負担するものであるため、利用する人と利用しない人の負担のあり方を明確にし、負担の公平化を図ることが必要である。

芸術文化ホールの運営には、使用料収入を大きく上回る経費を要している状況も踏まえ、統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など施設の特異性、他の類似施設との比較及び民間施設への影響等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

【意見】

芸術文化ホール使用料については、使用料収入を大きく上回る経費を要している状況も踏まえ、統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など施設の特異性、他の類似施設との比較及び民間施設への影響等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

(6) 文化施設

①施設概要

金沢市は加賀百万石の城下町として栄え、市街地には歴史的風情が今なお残る歴史ある街であり、その歴史に裏打ちされた伝統工芸や伝統芸能等の文化が継承されているほか、数多くの文化人を輩出している。このため、これら文化の振興と発展、文化人の顕彰等のため、以下のとおり多くの文化施設を設置している。

各施設の設置目的、休館日、観覧料や貸室使用料の額等は、施設ごとの条例で定められている。なお、各施設により観覧料、入場料、入館料及び入園料としているため、以下「観覧料等」とする。

施設名	所在地	開設年月	開館時間	建物延床面積 所蔵品数(注)	
				設置目的	
金沢市立中村記念美術館	金沢市本多町3丁目2番29号	昭和50年7月	9:30~17:00	美術品等の収集、保管、展示して市民の利用に供し、もって教養の向上と文化の発展に寄与するため。	913.00㎡ 1,101点
金沢市立安江金箔工芸館	金沢市東山1丁目3番10号	昭和60年6月	9:30~17:00	金箔工芸品及び金箔に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供し、もって教養の向上と文化の発展に寄与するため。	1,392.74㎡ 387点
金沢市老舗記念館	金沢市長町2丁目2番45号	平成元年4月	9:30~17:00	歴史的な建築物又は市ゆかりの文化的な資料を保存し、広く市民に公開することにより、文化の向上と観光の振興に寄与するため。	427.22㎡ 15点
金沢卯辰山工芸工房	金沢市卯辰町10番地	平成元年11月	9:00~16:30	金沢市の伝統工芸の源流である加賀藩御細工所の果たした機能と精神を受け継ぎ、伝統工芸の継承と発展並びに芸術文化の普及振興を図り、もって文化の向上に寄与するため。	4,366.13㎡ 577点
金沢ふるさと偉人館	金沢市下本多町6番丁18番地	平成5年11月	9:30~17:00	郷土が生んだ優れた先人を顕彰し、その業績を市民に伝えるとともに、それら先人に親しみ、学ぶため。	1,830.07㎡ 92点
泉鏡花記念館	金沢市下新町2番3号	平成11年11月	9:30~17:00	郷土が生んだ文豪泉鏡花の作品や業績を広く市民に伝え、その文芸作品に親しみ、学ぶことにより、文化の振興に資するため。	431.09㎡ 356点
金沢湯涌夢二館	金沢市湯涌町イ144番地1	平成12年4月	9:00~17:30	金沢湯涌にゆかりのある画家、竹久夢二の作品等の展示を通して、広く市民が芸術作品等に親しみ、学ぶことにより、文化の振興と観光に資するため。	806.74㎡ 656点

また、使用料の改定については、市の予算編成において、3年間据置きになっているものも検討を要することとされており、所管課において、定期的な検討は行っていることであるが、その記録が十分に整理されていないため、一連の経過が把握しづらく、今後の改定等の検討に生かすことができない状況にある。

このため、検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の改定に係る根拠資料として保管するとともに、今後の改定時等において活用していく必要がある。

【意見】
芸術文化ホール使用料に関する検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として保管するとともに、今後の改定時等において活用していく必要がある。

④使用料収入の確保について

金沢市の芸術文化ホール3館の過去5年間の使用料収入の推移を見ると、金沢歌劇座の改修に伴う休館が影響した平成22年度の使用料収入を除いて、ほぼ3館とも横ばいとなっている。また、ホール稼働率についても、過去5年間において50%から70%台で推移している。

公益社団法人全国公立文化施設協会の「平成26年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」によると、全国の公立文化施設1,140館における最大ホールにおける年間平均稼働率は52.2%、また設置主体別では、30万人以上の市・特別区における年間平均稼働率が63.4%となっており、金沢市のホール稼働率が全国的にみても決して低くないことが分かる。しかし、民間施設と比較した場合、前記の報告書では、民間施設の最大ホール平均稼働率は65.9%と公立文化施設を上回る結果となっている。

金沢市内には、近年新しく石川県や民間によるホール施設が開設されている。また、交通基盤の整備等により、近隣都市との距離感がなくなってきたことから、市内はもとより広域的な視点に立って、類似施設と競合しながら施設運営を行っていくかなければならないと思われるため、より一層施設の利用を促進し、使用料収入の確保に向けた手立てを講じていく必要がある。

【意見】
芸術文化ホールについては、広域的な視点に立って、より一層施設の利用を促進し、使用料収入の確保に向けた手立てを講じていく必要がある。

施設名	所在地	開設年月	開館時間	建物延床面積 所蔵品数(注)
鈴木大拙館	金沢市本多町3丁目4番20号	平成23年10月	9:30~17:00	631.63㎡
	設置目的 郷土が生んだ仏教哲学者鈴木大拙の考えや足跡を広く市民をはじめ国内外の人々に伝えることにより、その人物についての理解を深めるとともに、思索の場として利用に供し、もって文化の振興に資するため。			

(注) 所蔵品数には美術工芸品類の点数を記載しているが、金沢音響館については視聴覚機器類を含む。

施設名	所在地	開設年月	開館時間	建物延床面積 所蔵品数(注)
芸術村等	金沢市大和町1番1号	平成8年10月	24時間利用可	4,322.38㎡
施設名	設置目的			
金沢市民芸術村	文化の創造を担う若人たちが集い、新たな市民芸術の創作活動を行い、演劇、音楽等の練習及び成果発表をする場並びに市民が思い、クリエイション等の活動を行う場として利用に供し、もって市民の芸術文化の振興等に寄与するため。			
金沢市おしらはら工房	金沢市下鷺原町ロ737番地	平成5年7月	24時間利用可	681.90㎡
金沢市牧山ガラス工房	金沢市牧山町ニ57番地	平成11年5月	24時間利用可	721.52㎡
金沢湯涌創作の森	金沢市北袋町エ36番地	平成15年10月	9:00~17:00	2,314.00㎡

施設名	所在地	開設年月	開館時間	建物延床面積 所蔵品数(注)
金沢音響館	金沢市尾張町2丁目11番21号	平成13年7月	10:00~17:30	618.58㎡
前田土佐守家資料館	金沢市片町2丁目10番17号	平成14年4月	9:30~17:00	1,098.66㎡
	加賀藩の年寄役を代々担った前田土佐守家に伝えられてきた古文書、武器、書画等を、貴重な歴史的かつ文化的な資料として保存し、及び広く市民に公開し、もって文化の振興に資するため。			
室生犀星記念館	金沢市千日町3番22号	平成14年8月	9:30~17:00	598.50㎡
金沢21世紀美術館	金沢市広坂1丁目2番1号	平成16年10月	展覧会ゾーン 10:00~18:00	17,363.71㎡
	世界の多様な美術表現を広く市民に公開するとともに、芸術活動への参画を通じたさまざまな出会い及び交流の機会を提供し、もって新たな文化の創造とまちのにぎわいの創出に資するため。			
徳田秋聲記念館	金沢市東山1丁目19番1号	平成17年4月	9:30~17:00	546.90㎡
金沢文芸館	金沢市尾張町1丁目7番10号	平成17年11月	10:00~18:00	355.55㎡
	幾多の文学者を輩出した文化的土壌の中で、文芸に親しむ市民が集い、新たな文学の創作活動及び自主的な学習、研修等を行う場並びに金沢ゆかりの文学にふれる場として利用に供し、もって市民の文化の向上に資するため。			
金沢能楽美術館	金沢市広坂1丁目2番25号	平成18年10月	10:00~18:00	1,163㎡
金沢湯涌江戸村	金沢市湯涌荒屋町35番地1	平成22年9月	9:00~17:30	1,998.80㎡
	江戸期の建造物等で文化財であるものを保存し、広く市民に公開することにより、歴史及び文化に対する理解を深めるとともに、市民が学習、文化活動等を行う場として利用に供し、もって文化の向上に資するため。			

の幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例第14条に規定する金沢子ども週間の最終日をいう。)において、金沢市民は観覧料等が無料となっている。

子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例(抜粋) 第14条 金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、金沢子ども週間の次のように定める。	趣旨
時期	10月の第2日曜日からその直後の土曜日までの7日間
内容	家庭、地域等における子どもとのふれあいを通して、大人が子どもにも目を向け、共に話し合い、理解を深めるとともに、子どもの育成についての大人の役割の大切さを認識する。

②観覧料等
ア 現在の観覧料等
観覧料等は、施設ごとの個々の条例において、以下のとおり定められている。

施設名	観覧料等(個人)	
	高齢者以外の者	高齢者(65歳以上)
金沢21世紀美術館	コレクション展 360円(一般)	280円
	280円(大学生)	
特別展 2,000円の範囲内でその都度市長が定める額		
金沢市立中村記念美術館、金沢市立安江金箔工芸館、金沢卯辰山工芸工房、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、徳田秋聲記念館、金沢能楽美術館、金沢湯涌江戸村、鈴木大拙館	300円	200円
	100円	
金沢文芸館	普通観覧料100円 年間観覧料 510円(大学生) 1,020円(大学生以外の者)	
共通観覧料(金沢市老舗記念館、前田土佐守家資料館)	360円	250円
	510円(一般)	460円
共通観覧料(金沢21世紀美術館(コレクション展)、金沢能楽美術館)	460円(大学生)	
	1日パスポート 3日間パスポート 1年間パスポート	510円 820円 2,050円
共通観覧料(金沢市立中村記念美術館、金沢市立安江金箔工芸館、金沢卯辰山工芸工房、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、徳田秋聲記念館、金沢文芸館、金沢能楽美術館、金沢湯涌江戸村、鈴木大拙館)		

(注) 1. 観覧料等には、消費税及び地方消費税を含んでいる。
2. 高校生以下については無料となっている。

金沢文芸館を除く施設について、団体(20人以上)の場合、金沢21世紀美術館では1人につき一般280円(大学生220円)となっており、それ以外の施設では1人につき250円(高齢者200円)となっている。また、金沢21世紀美術館では、美術奨励の日(市民がより美術に親しみ、豊かな心を育むよう金沢21世紀美術館が独自に設定している)、市民美術館の日(子ども

表37 芸術村等使用料

施設名	基本使用料	
	区分	単位/金額
金沢市民芸術村	マルチ工房	・ 午前0時から午前6時まで ・ 午前6時から正午まで ・ 正午から午後6時まで ・ 午後6時から午後12時まで 各時間区分につき540円～1,080円
	ドフマ工房	
	アート工房	
	栗屋、里山の家	
	研修室、和室、第1会議室、第2会議室	
	ミュージック工房	2時間につき324円～2,160円
	パフォーミングスタジオ	
	大和町広場、円形広場	1日につき540円～2,160円
	アトリエ1～5	1月につき5,400円～10,800円
	工芸設備(陶芸用窯)	1回につき3,240円～6,480円
金沢市おしがはら工房	工芸設備(ガラス工芸用)	1日につき1,620円～4,860円
	アトリエ、展示室	1日につき1,080円
金沢市牧山ガラス工房	研磨室	1人1日につき540円
	工芸設備	1日につき1,620円～8,640円
金沢湯涌創作の森	工房	・ 宿泊者等以外の者 午前、午後につき360円 ・ 宿泊者等 午前、午後、夜間の区分につき360円、全日1,020円
	交流研修棟(第1研修室～第4研修室)	午前、午後、夜間、全日の区分につき100円～3,240円
	ギャラリー1、2	1日につき1,080円
	宿泊棟	1室1泊につき1,290円～2,160円

る。

ウ 観覧料等の徴収時期及び徴収方法

観覧料等は観覧の際に、芸術村等の基本使用料は使用の申込みの際に納入しなければならぬ。ただし、市長が、相当の理由があるときは、観覧料等又は使用料の全部又は一部を後納させることができる。

③ 観覧料等の減免

文化施設の観覧料等は個々の条例において、「市長が特に必要があると認めるとき観覧料等を減免することができる。」旨規定されており、それぞれの施設における減免に関する取扱いについては、以下のとおり、規則や要綱に定められている。

表38 減免に関する規則等

施設名	減免に関する規則等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢市立中村記念美術館 ・ 金沢市立安江金箔工芸館 ・ 金沢卯辰山工芸工房 ・ 金沢ふるさと偉人館 ・ 泉鏡花記念館 ・ 金沢湯涌夢二館 ・ 金沢笛音器館 ・ 前田土佐守家資料館 ・ 室生犀星記念館 ・ 徳田秋聲記念館 ・ 金沢文芸館 ・ 金沢能楽美術館 ・ 金沢湯涌江戸村 ・ 鈴木大拙館 	⑦ 金沢市立博物館等施設入場料減免取扱要綱
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢21世紀美術館 	④ 金沢21世紀美術館条例施行規則
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢市老舗記念館 	⑧ 金沢市歴史的観光施設観覧料及び観光駐車場駐車料減免取扱要綱

施設名	基本使用料	
	区分	単位/金額
金沢市立中村記念美術館	茶室	午前、午後区分につき2,700円～7,230円
	陶芸及びガラスの工房 漆芸、染及び金工の工房	・ 技術研修者 無料 1人1日につき ・ 短期技術研修者 3,240円 ・ 一般 5,400円～10,800円
金沢卯辰山工芸工房	貸釜	1日につき5,400円
	茶室、和室	午前 1,620円、午後 2,700円
金沢21世紀美術館	市民ギヤラリーA、B、控室	1日につき2,460円～30,840円
	展示室7～14	1日につき2,770円～14,810円
	シアター21、出演者控室、楽屋、会議室	午前、午後、夜間、全日の区分につき300円～24,680円
	茶室	午前、午後、夜間、全日の区分につき2,770円～16,860円
	広場	1㎡当たり50円
金沢文芸館	交流サロン、文芸フロア	午後6時から午後9時30分まで1,020円
金沢能楽美術館	研修室	午前、午後、夜間、全日の区分につき4,110円～15,420円

(注) 消費税額及び地方消費税額を含んでいる。

イ 観覧料等の改定

中村記念美術館 入場料改定の推移

平成元年4月1日	高校生以上 個人250円→300円 (団体200円→250円)
	小中学生 個人130円→150円 (団体100円→120円)
平成4年10月1日	小中高校生 無料
平成13年4月1日	高齢者(65歳以上) 個人300円→200円

観覧料等の改定については、過去に3回行われている。平成元年には、消費税導入を機に、消費税率3%を含む50円の値上げを行い、平成4年は、学校週5日制の導入に伴い小中高校生を無料とし、平成13年は、高齢者の利用促進を図る目的に、100円の値下げを行ったものである。これ以外に、平成9年、平成26年に消費税率がそれぞれ5%、8%に変更となったことに伴い、改定を行っている。なお、平成26年の消費税法改正に伴う使用料の改定については、国からの通知「消費税率(国・地方)の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」に基づき、原則、全ての使用料について5%から8%への引上げ分を使用料に転嫁したが、10円未満の端数を切り捨てているため、観覧料等が300円の施設に関しては、据置きとなっている。